

第4編 風水害等応急対策計画

第4編 風水害等応急対策計画 目次

第1章 災害対策のための体制の確立	1
第1節 風水害等における組織動員の概要	1
第2節 組織体制	3
第3節 動員体制	7
第4節 参集途上の活動	9
第5節 人員の確保等	10
第2章 災害警戒期の活動	12
第1節 気象予警報等の収集・伝達	12
第2節 水防活動	16
第3節 土砂災害警戒活動	23
第4節 ライフライン・交通等警戒活動	25
第3章 災害発生時等の活動	26
第1節 災害情報の収集・伝達	26
第2節 災害広報・広聴対策	37
第3節 広域応援等の要請・受入れ	41
第4節 自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ	49
第5節 避難誘導	52
第6節 要配慮者の支援	62
第7節 指定避難所の開設・運営	64
第8節 救助・救急活動	69
第9節 医療救護活動	71
第10節 二次災害の防止	74
第11節 緊急輸送活動	77
第12節 交通規制	80
第13節 災害救助法の適用	82
第14節 支援・受援体制の整備	85
第4章 応急復旧期の活動	87
第1節 緊急物資の供給	87
第2節 防疫・保健衛生活動	92
第3節 ライフラインの確保	94
第4節 交通の機能確保	97
第5節 建築物・住宅応急対策	99
第6節 農林関係応急対策	102
第7節 応急教育等	103
第8節 文化財災害応急対策	107
第9節 廃棄物の処理等	108
第10節 遺体の収容・処置・埋火葬等	113
第11節 ボランティア等の自発的支援の受入れ	115

第12節 社会秩序の維持	118
第13節 愛がん動物の収容対策	119
第14節 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定	120
第5章 その他の災害応急対策	121
第1節 大規模火災対策	121
第2節 危険物等災害応急対策	127
第3節 突発重大事故災害等応急対策	130

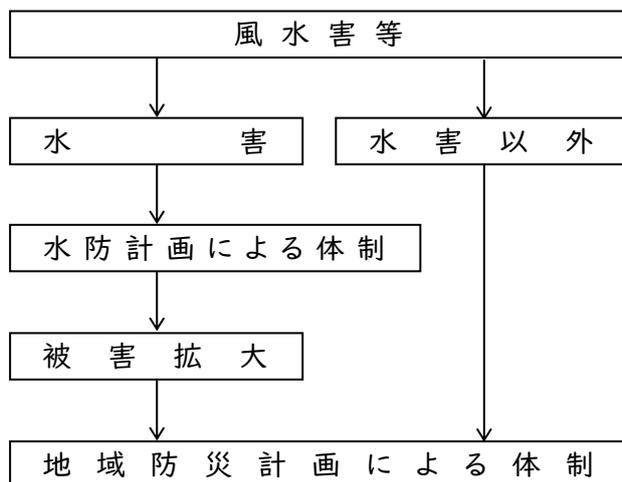
第1章 災害対策のための体制の確立

項目	実施担当
第1節 風水害等における組織動員の概要	各部各班
第2節 組織体制	各部各班
第3節 動員体制	各部各班
第4節 参集途上の活動	各部各班
第5節 人員の確保等	要員班、各部各班

第1節 風水害等における組織動員の概要

実施担当	各部各班
------	------

計画方針	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生または発生するおそれがある場合、水防計画とも連携を図り災害警戒体制や災害対策本部体制の構築を図る。 ・職員は、休日夜間等の勤務時間外に災害が発生または発生するおそれがある場合に備え、参集指令を待つことなく、動員基準に準じて、自主的に所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定した場所に参加する。(自主参集)
------	---



※水害については、水防管理者である市長（以下、「水防管理者」という。）が、市水防計画に基づき、洪水予報、警報、情報等の通知を受けた場合及び洪水等による被害が予想され、水防活動の必要があると認められる場合は、その危険が解消するまでの間、水防本部を設置し、水防事務を処理する。

なお、被害が拡大し、災害対策本部が設置された場合には、水防本部は災害対策本部に統合され、地域防災計画に基づく体制により対応する。

1. 災害警戒体制

災害対策本部を設置するに至らない災害が発生した場合、または応急対策の必要が生じた場合は、市長の指示により、危機管理監を長とする災害警戒体制をもって対応する。

2. 災害対策本部

災害対策基本法第23条の2に基づき、市長は災害対策本部を設置し、災害応急対策（二次災害の予防対策を含む）を実施する。

災害対策本部は、市長が本部長となり、職員を統括して災害応急対策（二次災害の予防対策を含む）を実施する。

3. 勤務時間外

勤務時間外に災害が発生した場合は、自主参集とする。

参集後は、設置された体制に準じて活動を開始する。

第2節 組織体制

実施担当	各部各班
計画方針	・災害の発生または発生のおそれがある場合に迅速に対応できるよう、各段階に応じた組織体制の構築を図る。

1. 災害警戒体制（第1警戒配備、第2警戒配備）

(1) 設置基準

- ア.本市に、大雨、洪水等、いずれかの警報が発表された場合
- イ.台風の接近により、厳重な警戒が必要と認められる場合
- ウ.その他、市長が必要と認めた場合

(2) 廃止基準

- ア.市長が、災害応急対策（二次災害の予防対策を含む）がおおむね終了したと認めた場合
- イ.調査の結果、災害対策本部の設置により災害応急対策（二次災害の予防対策を含む）を実施する方が望ましい災害規模であると市長が認めた場合

(3) 組織及び運営

災害警戒体制の組織、運営については、別に定めた災害対策本部組織及び所掌事務に準じる。

(4) 設置及び廃止の通知

市長は、災害警戒体制を設置または廃止した場合は、各部にその旨を通知する。

(5) 職務・権限の代行

災害警戒体制の長は危機管理監が当たり、危機管理監が不在の場合には、防災担当課長が代行する。

2. 災害対策本部（1号～3号動員）

(1) 設置基準

- ア. 土砂災害警戒情報が発表された場合、または記録的短時間大雨情報が発表された場合
- イ. 市域に相当規模の災害が発生し、または災害の発生が予測される場合で、市長がその設置を決定した場合
- ウ. 本市に、大雨、暴風等、いずれかの特別警報が発表された場合
- エ. その他、市長が必要と認めた場合

(2) 廃止基準

- ア. 本部長が、市域において災害応急対策（二次災害の予防対策を含む）がおおむね終了したと認めた場合
- イ. 調査の結果、市域に大きな被害がないと本部長が認めた場合には、必要に応じて被害状況に即した体制（災害警戒体制、1号～2号動員）に移行する。

(3) 組織及び運営

ア. 本部の組織

災害対策本部の組織、運営については、別に定めた災害対策本部組織及び所掌事務に基づく。

本部においては、本部長、副本部長及び本部員で構成する災害対策本部会議を開催し、災害応急対策（二次災害の予防対策を含む）に関する重要事項について協議し、災害応急対策活動実施時の指令を行う。

なお、災害対策本部の事務局は、総合調整部本部班（防災担当課）が担当する。また、本部班は、情報収集部要員班（人事担当課）と連携し、必要に応じて人員の増強や再編等による事務局機能の強化を図るものとする。

イ. 災害対策本部会議

災害対策本部会議（以下、本部会議という。）は、災害応急対策（二次災害の予防対策を含む）に関する重要事項を協議し、実施の指令を行うため、本部長が必要に応じて招集する。

ただし、本部長は、極めて緊急を要し本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長または一部の本部員との協議をもってこれに代える。

なお、本部会議の事務局は、総合調整部本部班（危機管理課）が担当する。

■災害対策本部会議の構成及び協議事項

本部会議の構成	職名	構成員
	本部長	市長
	副本部長	副市長、教育長、危機管理監
	本部員	部長級の職員 防災担当課長 その他本部長が指名する者
本部会議における協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策（二次災害の予防対策を含む）の基本方針に関する事。 ・動員配備体制に関する事。 ・各部各班間の調整事項に関する事。 ・避難指示、緊急安全確保及び警戒区域の設定に関する事。 ・自衛隊災害派遣依頼に関する事。 ・他市町村への応援要請に関する事。 ・国、県及び関係機関との連絡調整に関する事。 ・災害救助法適用要請に関する事。 ・激甚災害の指定の要請に関する事。 ・その他災害応急対策（二次災害の予防対策を含む）の実施及び調整に関する事。 	

(4) 設置及び廃止の通知

本部長は、災害対策本部を設置または廃止した場合は、各部、知事、報道機関、市民等にその旨を通知する。

(5) 設置場所

災害対策本部は、市役所2階大会議室に設置する。

ただし、当該施設が使用不能と判断される場合、または災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図る必要がある場合は、市長の判断により、会議室棟第6会議室、ふたかみ文化センター等の市有施設に設置する。

この場合、各部、知事、関係機関、報道機関等には、電話等によって周知徹底を図る。

(6) 職務・権限の代行

災害対策本部の本部長は市長が当たり、市長が不在の場合には、副市長、教育長、危機管理監の順位で代行する。

また、本部員である部長等は、被災等により参集できない場合の代行者として、部長等が部等に所属する課長級以上の職にある者のうちから指名し、指名された代行者は本部員である部長等の参集が可能となるまでの間、市本部の指示や計画に基づく応急対策について職員を指揮する等、本部員としての職務を代行する。

(7) 対策の実施

各部は、それぞれの組織を整備し、本部の決定に基づき災害対策活動を実施する。

本部から各部各班へ決定事項が迅速かつ的確に伝わるよう、各部の部長は、災害対策本部に集合する。

(8) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害応急対策（二次災害の予防対策を含む）を局部的または特定地域において重点的に実施する必要がある場合、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指示する活動内容に応じて必要な人材を確保し、弾力的に構成する。

3. 勤務時間外（自主参集）

勤務時間外に、市域で風水害や大規模事故等の災害が発生した場合、職員は、各自が担当する動員基準に準じて、速やかに自主参集を行う。

<資料編>

資料1-1 香芝市災害対策本部組織表

資料1-2 香芝市災害対策本部所掌事務表

第3節 動員体制

実施担当	各部各班
計画方針	・災害の発生または発生のおそれがある場合に、各職員が各段階に応じた参集及び各種災害対応などを迅速に実施できるよう動員基準を定める。

1. 動員基準

災害対応に係る体制・配備は、下表の基準及び気象情報等を総合的に勘案し、市長が決定する。

- ア. 災害警戒体制の場合は、危機管理監の発令により災害警戒体制における動員とする。
- イ. 災害対策本部が設置された場合は、本部長（本部長不在の時は副本部長）の発令により1号動員から3号動員（全職員）とする。

体制	動員区分	動員基準	動員内容
災害警戒体制	第1警戒配備	災害の発生のおそれがある気象予警報が発表された場合	気象予警報等の情報収集及び関係機関との連絡が可能な体制とする。
	第2警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> ・本市に、大雨、洪水等、いずれかの警報が発表された場合 ・台風の接近により、嚴重な警戒が必要と認められる場合 ・その他、市長が必要と認めた場合 	気象警報等の情報収集及び関係機関との連絡が可能で、物資や資機材の点検・整備が可能な体制とする。
災害対策本部	1号動員	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水被害の発生等、小規模あるいは局地的な災害が発生したとき、または発生することが予想される場合 ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・その他、市長が必要と認めた場合 	各部、各班の必要最小限の所要人員をもって災害に対する警戒体制をとり、あわせて小災害が発生した場合に対処できる体制とする。
	2号動員	<ul style="list-style-type: none"> ・記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・重大な浸水被害等、相当規模の災害が発生したとき、または発生することが予想される場合 ・その他、市長が必要と認めた場合 	中規模の災害が発生した場合に対処し得る配備体制とする。

体制	動員区分	動員基準	動員内容
	3号動員	<ul style="list-style-type: none"> ・本市に、大雨、暴風等、いずれかの特別警報が発表された場合 ・大規模な災害が発生したとき、または発生することが予想される場合 ・その他、市長が必要と認めた場合 	大規模な災害が発生した場合は、各部、各班の全員をもって直ちに完全な活動を行うことができる体制とする。

2. 勤務時間内における動員体制

(1) 連絡方法

各部への連絡は、総合調整部本部班が庁内放送または電話等によって行う。

(2) 活動体制への移行

平常時の勤務体制から、各班を編制して、災害応急活動時の動員体制に切り替える。

3. 勤務時間外における動員体制

(1) 連絡方法

- ア. 職員は自らラジオ、テレビ、インターネット等によって災害情報を収集し、動員基準に定める災害の発生を確認した場合は、動員配備該当職員は、連絡がなくとも直ちに参集する。
- イ. 各部各班においては、あらかじめ連絡方法を定めておく。

(2) 動員状況の報告及び連絡

- ア. すべての職員は参集後、所属班長に参集を報告する。
- イ. 班長は、参集職員の氏名、参集時刻、参集免除者等の班員参集状況を部長に報告するとともに、参集状況を情報収集部要員班へも報告する。
- ウ. 総合調整部本部班は、防災活動を実施するため職員を動員した場合は、その状況を速やかに県に報告する。

(3) 参集場所

職員の参集場所は、特に定められた場合を除き、日常業務の勤務場所とする。
ただし、居住地に不在の場合や出張中等の場合で、交通途絶等のため勤務場所に参集困難な場合は、その旨を所属班長に連絡を取り指示を受ける。

第4節 参集途上の活動

実施担当	各部各班
計画方針	・参集時に得られる災害情報の収集や被災者の救助・救護活動に努めるとともに、参集後、適切な方法により報告を行う。

職員は、参集場所に参集する場合、参集途上において情報収集活動等、以下の事項に十分留意して参集する。

ア. 被災状況等の情報収集

参集途上の職員は、被災状況等の概況把握を行い、参集場所に参集後直ちに「応急被災状況報告書」(資料編 資料3-1)を作成し、所属班長を通じて情報収集部情報収集整理班に報告する。

(ア) 浸水被害の状況

(イ) 道路交通施設の冠水、倒木、落石崩壊等の状況

(ウ) 河川・ため池等の被災状況及び水位の状況

(エ) 崖崩れ等の土砂災害の状況

(オ) その他必要な状況

イ. 被災者の救助・救護活動

参集途上の職員は参集優先を基本とするが、人命救助を必要とする被災現場に遭遇した場合は、香芝警察署、奈良県広域消防組合に通報するとともに、状況に応じた救助・救護活動を行う。

第5節 人員の確保等

実施担当	要員班、各部各班
計画方針	・他の部・班により、応援に回ることができるよう、情報収集部要員班は、被害の状況や程度によって、臨機応変に人員調整を行う。

1. 人員確保

(1) 1号動員及び2号動員の場合

各部長は、各班の防災活動の遂行において、現状の人員で対応し難いと判断される場合には、部内で人員調整をし、その旨を情報収集部要員班へ報告する。

(2) 3号動員の場合

各部長は、各班の防災活動の遂行において、現状の人員で対応し難いと判断される場合には、部内で人員を調整し、なおかつ応援が必要な場合は、情報収集部要員班に要請する。
この場合、情報収集部要員班は速やかに可能な範囲内において、応援要員の派遣を行う。

2. 平常業務の機能確保

3号動員の配備体制下では、災害発生から時間経過とともに、平常業務の機能を確保していく必要があるため、これらの業務機能の確保については、総合調整部本部班と協議のうえ、市民サービス部門等から優先して平常業務を確保していく。

3. 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、非常招集を免除する。
これに該当する職員は、速やかに災害対策本部に連絡し、以後の指示を受ける。
ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。

- ア. 職員自身が災害発生時に療養中または災害の発生により傷病の程度が重傷である場合
- イ. 親族に死亡者または重傷の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合
- ウ. 自宅から火災が発生し、または周辺で火災が発生し、延焼するおそれがある場合
- エ. 同居する家族に高齢者、障がい者、乳幼児等があり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合

オ.当該職員が居住する自宅が全壊、半壊等の被害を受けた場合
カ.その他の事情により特に所属班長がやむを得ないと認めた場合
なお、勤務時間内における発災時の業務遂行免除事由は、上記と同様とする。

4. 職員の健康管理等

応急復旧活動が長期間にわたる場合は、職員の体調変化等に留意する必要がある。

このため、メンタルケアを含めた健康管理の実施、家族とのコミュニケーションの確保、女性職員への配慮、自転車等による通勤手段の確保等、必要な対策を行う。

<資料編>

資料1-3 香芝市災害対策本部動員表

第2章 災害警戒期の活動

項目	実施担当
第1節 気象予警報等の収集・伝達	情報収集整理班
第2節 水防活動	関係各部各班
第3節 土砂災害警戒活動	関係各部各班
第4節 ライフライン・交通等警戒活動	関係事業者、関係管理者

第1節 気象予警報等の収集・伝達

実施担当	情報収集整理班
------	---------

計画方針	<ul style="list-style-type: none"> ・気象災害は気象情報等を迅速かつ的確に把握することにより、災害の発生をある程度回避できる。 ・気象予警報等その他の災害に関する情報は、関係機関の有機的連携のもとに、伝達、周知徹底を図る。
------	--

1. 気象予警報等の種類と発表基準

(1) 注意報

注意報とは、気象業務法に基づき県内のいずれかの地域において、災害が発生するおそれのあるときに奈良地方気象台が一般に注意を促すために発表するものをいう。

(2) 警報

警報とは、気象業務法に基づき県内のいずれかの地域において重大な災害が起こるおそれのある場合において、奈良地方気象台が一般に警戒を促すために発表するものをいう。

(3) 特別警報

特別警報とは、警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に発表し、最大級の警戒を呼びかけるものをいう。

2. 火災気象通報

消防法により奈良地方気象台は、気象状況が火災予防上危険であると認める時は、その状況を「火災気象通報」として直ちに知事に通報する。

知事はその通報を受けたときは、直ちに市町村長へ通報する。

市長がこの通報を受けた時、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令することができる。

火災気象通報の基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一である。

ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

3. 水防警報

水防警報とは、水防法第16条に基づき、国土交通大臣または知事が指定する河川に洪水による災害の発生が予想される場合、水防活動を必要とする旨の警告を国土交通大臣または知事が発表するものをいう。

市域には、国土交通大臣指定の河川はなく、奈良県知事指定の河川のみとなっている。

当該河川について洪水のおそれがある場合は、知事から水防管理者及びその他水防に係りのある機関に通知される。

<資料編>

資料13-1 水防警報の対象河川

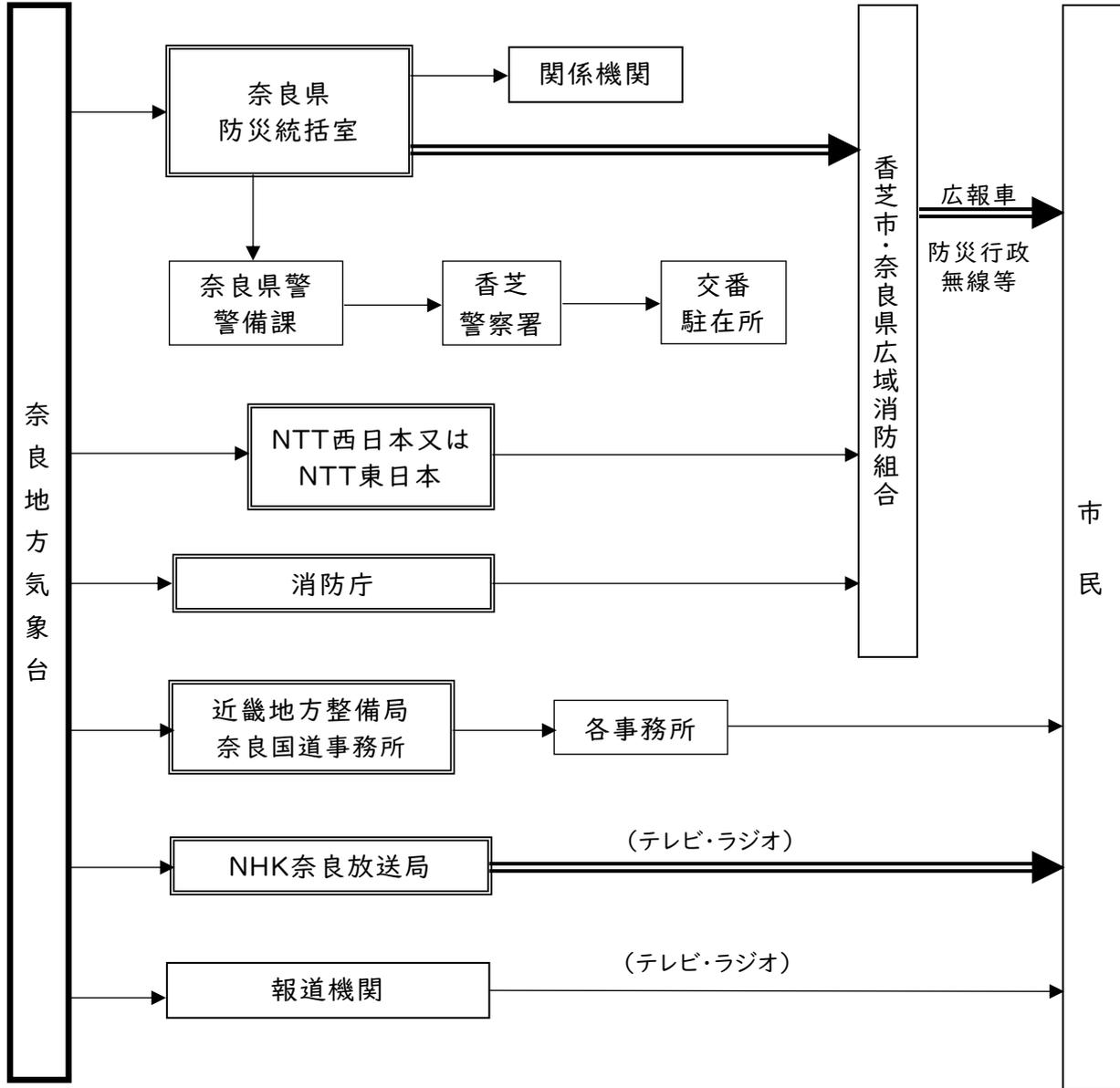
資料13-2 知事の発する水防警報の種類と発表基準

資料13-3 葛下川の水位観測所及び水位

4. 気象予警報等の伝達系統

気象予警報等の伝達系統については、次のとおりである。

■気象予警報等の伝達系統



- (注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先
- (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路

5. 気象予警報等の伝達機関における措置

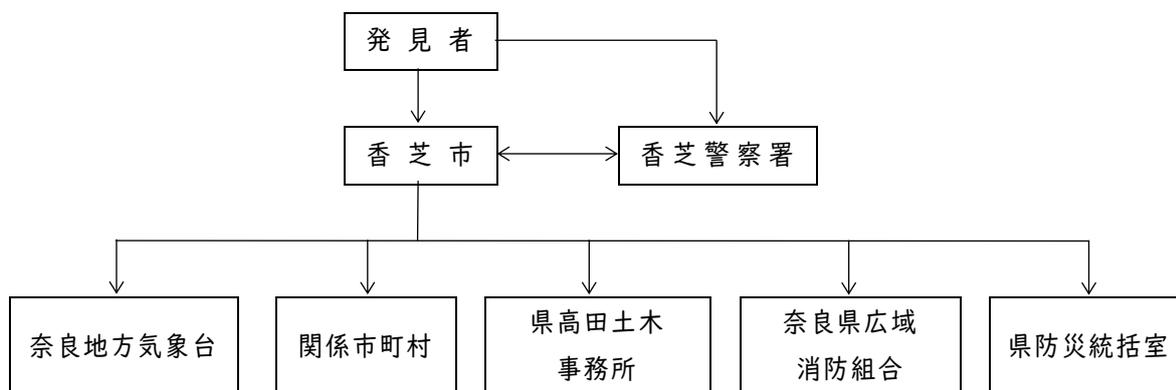
気象予警報等を受けた場合、直ちに庁内各部、出先機関に通知する。

各部、出先機関にあつては、通知を待つのみでなく、積極的に関係機関と情報交換を行うとともに、ラジオ、テレビ、インターネット等にも注意し、的確な情報収集に留意しなければならない。

6. 異常現象発見措置

- ア. 災害が発生するおそれがある異常な現象（崖崩れ、なだれ、洪水等）を発見した者は、直ちに市長または警察官に通報しなければならない。
- イ. 通報を受けた警察官は、その旨を直ちに市長に通報しなければならない。
- ウ. 上記ア及びイによって通報を受けた市長は、直ちに次の機関に通報しなければならない。
- (ア) 奈良地方気象台（著しく異常な気象現象）
 - (イ) その災害に関係ある市町村
 - (ウ) 香芝警察署、県高田土木事務所、奈良県広域消防組合等
 - (エ) この計画に定めるもののほか、警報等の受領、伝達、その他の処理に関して必要な事項は関係機関が協議して定めておく。
 - (オ) 県の出先機関は、市長から上記の通報を受けた時は、速やかにその旨を県防災統括室に通報しなければならない。

■異常現象発見時の措置



7. その他

- ア. 災害の発生その他の事故により警報等の伝達ができない時は、関係機関は相互に連絡をとり、警報等が速やかに住民に周知徹底する応急的な措置を講じる。
- イ. この計画に関係ある各機関は、警報等の受領、伝達の取扱主任者及び副主任者を定めておかなければならない。
- ウ. この計画に定めるもののほか、警報等の受領、伝達その他の処理に関して必要な事項は関係機関が協議して定めておく。

第2節 水防活動

実施担当	関係各部各班
計画方針	・市水防計画書とも連携を図り、水防時における必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水門等の操作、水防団（消防団）等による水防活動を行い、洪水等による水災の防衛及びこれに因る被害の軽減を図る。

水防活動は、以下に示す事項に基づくが、詳細は市水防計画を参照のこと。

1. 水防本部

- ア. 水防管理者は、市水防計画に基づき、知事より洪水予報の通知を受けた場合及び洪水等による被害が予想され、水防活動の必要があると認められる場合は、その危険が解消するまでの間、水防本部を設置し、水防事務を処理する。
- イ. 本計画に基づく災害対策本部が設置された時は、水防本部は災害対策本部に統合する。

2. 水防配備体制基準

水防配備体制は、県水防計画における県水防本部の配備体制に準じて、以下の4つの配置区分とする。

配備区分	配備時期	動員内容
第1配備 (情報連絡体制)	次の各注意報の発表を受けて、今後の気象状況により、災害が起こるおそれがあると予想され、監視と警戒が必要な場合 <ul style="list-style-type: none"> ・大雨注意報 ・洪水注意報 	指揮監 副指揮監 ※状況に応じて、 総務班 建設班（連絡調整班）の班長を動員
第2配備 (情報連絡強化体制)	次の各警報の発表または水位の状況を受けて、降雨状況等により、第1配備の体制を強化する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報 ・洪水警報 ・葛下川上中観測所にて水防団待機水位（通報水位）に達したとき 	第1配備 総務班（一部） 建設班（一部）

配備区分	配備時期	動員内容
第3配備 (警戒体制)	浸水被害が発生した場合、あるいはそのおそれがあるなど重大な水防事態の発生が予測される場合 または第2配備では処理が困難な場合	第1配備 第2配備 総務班(一部) 建設班(一部)
第4配備 (非常体制)	重大な浸水被害が発生した場合、あるいはそのおそれがあるなど、事態が切迫して第3配備では処理が困難な場合	第1配備 第2配備 第3配備 総務班・建設班

ア. 水防配備の実施される時期には、でき得る限り気象情報に注意し、常に連絡が取れる体制を取るものとする。

イ. 水防配備に配属された職員は、配備後においては水防業務を最優先して行わなければならない。

ウ. 水防配備に配属された職員は、交代者と引継ぎを完了するまでは、勤務場所を離れてはならない。

また、交代が予定されている者は、あらかじめ自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにしなければならない。

※水防配備の配属職員は、別に定める「水防配備体制表」による。

※建設班(巡回班)の担当区域は、別に定める「巡回班別担当区域図」による。

3. 水防活動

(1) 巡視

水防管理者は、適切に巡視員[建設班(巡回班)]を配置して、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所がある時は、直ちに現地指導班長(県高田土木事務所長)に連絡して必要な措置を求める。

(2) 警戒

水防管理者は、巡視する河川が水防団待機水位(通報水位)に達するなど、水防上危険であると認められる場合は、水防活動を開始する。

また、堤防、ため池、調整池、井堰、排水門・取水門等にも巡視員[建設班(巡回班)]の配置を検討し、知事の指定する河川(葛下川)においては、県・市水防計画による事項に該当する場合及び異常を発見した場合は、直ちに現地指導班長に報告する。

(3) 情報

ア. 水防管理者は、現地指導班長と相互連絡を密にし、必要な降雨、水位状況の情報交換に努めなければならない。

イ. 情報交換における送受信処理は、迅速かつ正確に行われるよう班長が担当を定めること。

また、送受信は電話、ファクシミリ、防災行政無線にて行うものとし、送受信の記録（送受信者名、送受信日時等）は必ず行うこと。

水防管理者は、現地指導班長からの降雨、水位情報並びに自ら観測した降雨、水位状況等について、必要な情報を住民、奈良県広域消防組合及び消防部、井堰・排水門・取水門扉等管理者、その他関係機関に対し通知しなければならない。

住民において、異常に強い降雨、著しい水位の増加がみられた場合、住民はすみやかに水防管理団体である香芝市等水防機関に対し通報しなければならない。

(4) 施設の操作

井堰・排水門・取水門扉・調整池・ため池等の管理者は、あらかじめ操作責任者・監視員及び連絡員を定め、平時から工作物の点検を行い、出水時の操作及び不意の増水に対して支障のないようにする。

また、気象状況の通知を受けた場合や河川が通報水位またはそれ相応の水位に達した場合は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行う。

なお、門扉等の操作状況及び危険が予想される場合は、その状況を水防管理者に通知し、水防管理者は、県高田土木事務所長及び県農村振興担当課長（ため池の場合）その他関係機関に通知し、相互に密接な連絡をとり、適切な措置を講じる。

(5) 水防工法

水防管理者は、奈良県広域消防組合と協力して水防作業を必要とする漏水、堤防法面の亀裂及び崖崩れ、溢水等のそれぞれの異常事態によって、適した工法を採用し、迅速に施工する。

(6) 水防団（消防団）及び消防機関の出動、出動準備

ア. 出動準備

水防管理者は、次の場合、水防団（消防団）または消防機関に対し水防第1信号により出動を準備させるとともに、その旨、現地指導班に報告する。

- ・水防警報第2段階を受信したとき。
- ・河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。

イ. 出動

水防管理者は、次の場合、直ちに水防団（消防団）または消防機関をあらかじめ定められた計画に従い水防第2信号により出動させ、非常配備につかせるとともに、その旨、現地指導班に報告する。

- ・水防警報第3段階を受信したとき。
- ・河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し危険が予測されるとき。

■水防信号

		警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	水防機関準備	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約5秒 ○——休止 ○——休止 約15秒 約15秒
第2信号	水防機関出動	○-○-○ ○-○-○	約5秒 約5秒 ○——休止 ○——休止 約6秒 約6秒
第3信号	居住者出動	○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 約10秒 ○——休止 ○——休止 約5秒 約5秒
第4信号	居住者避難	乱 打	約1分 約1分 ○——休止 ○——休止 約5秒 約5秒

1. 信号は、適宜の時間継続すること。
2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。
3. 危険が去ったときは、口頭伝達等により周知すること。
4. 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。

- 第1信号 水防団待機水位を超え、なお上昇のおそれがあり巡視を強化し、資器材及び排水門・取水門の開閉等、準備を行うことを知らせるもの。
- 第2信号 水防団員(消防団員)・消防機関に属するものが直ちに出勤すべきことを知らせるもの。
- 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住するものの出勤協力を知らせるもの。
- 第4信号 必要と認められる区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの。

(7) 警察の援助

水防管理者は、水防のため必要があると認める時は、香芝警察署長に対して警察官または警察職員の出動を求める。

(8) 決壊後の措置

堤防その他の施設が決壊した時は、水防法第25条、第26条に基づき、水防管理者、水防団長(消防団長)は、直ちにその旨を現地指導班及びはん濫する方面の隣接水防管理団体等に通報しなければならない。

また、決壊後においても、出来る限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(9) 避難のための立退き

水防法第29条の規定による立退きの指示は、避難命令サイレン、警鐘、電話、口頭等で最

も迅速な方法をもって行う。また、避難者の誘導及び救助は建設班が行う。

なお、水防管理者は、香芝警察署長との協議の上、あらかじめ立退き計画を作成し、立退き先、経路等に必要な処置を講じておく。

(10) 災害補償

水防管理団体は、水防法第6条の2並びに第45条の規定により定められた災害補償については、「香芝市消防団員等公務災害補償条例」の規定により、非常勤の水防団長（消防団長）または水防団員（消防団員）に係る損害補償及び水防に従事した者に係る損害補償を的確に行う。

4. 洪水及び内水による浸水想定区域の措置

洪水浸水想定区域とは、洪水により相当な損害が生じるおそれのある県が指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域である。また、内水浸水想定区域は、排水区域内において一時的に大量の降雨が生じた場合に、下水道その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に雨水を排水できないことにより発生する内水による浸水が想定される区域である。

本市では、葛下川（水位周知河川）及び県が指定したその他の中小河川において洪水浸水想定区域が指定され、内水浸水想定区域は下水道等の排水処理能力等を考慮し適宜指定を行う。当該区域において、円滑かつ迅速な避難を確保するため以下の措置をとる。

■本市に係る洪水浸水想定区域の指定対象河川

	河川名
ア※	葛下川、原川、尼寺川、平野川、竹田川、すがる川、鳥居川、初田川、熊谷川
イ※	滝川、岩谷川

ア※：市内を流下する河川

イ※：他市を流れる河川で「洪水浸水想定区域図」の浸水想定区域の範囲が市内までおよんでいる河川

なお、上牧町域を流下する滝川、葛城市や大和高田市を流下する岩谷川においては、県及び関係自治体と連携し水位情報等の把握を図る。

(1) 洪水予報等の伝達方法

- ア. テレビ、ラジオ、インターネットの気象情報
- イ. 市の広報車などからの情報
- ウ. 消防、警察、自治会からの情報

(2) 避難所の確保

避難部避難所班は、開設が決定された避難所に速やかに向かい、開設のための準備を行

う。

ア. 被害状況調査

小・中学校等の指定避難所として選定された施設の被害状況調査を行い、周辺地域の被害情報を把握し、避難者の実態把握に努める。

イ. 避難者の受入れ準備

避難してきた市民が冷静に避難行動を行えるように、受入れ準備を行う。

(3) 洪水浸水想定区域内等に位置する要配慮者利用施設

洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）対策として、気象情報や避難情報等の必要な情報を施設へ伝達する。

<資料編>

資料 12-4 洪水浸水想定区域内等に位置する要配慮者利用施設一覧

5. 輸 送

水防に要する輸送は、建設班がこれに充たる。

被害の程度、規模等により市所有車両が不足する場合は、輸送業者等の民間所有の車両を借上げて実施する。

6. 応 援

(1) 他の水防管理者等への応援

水防管理者は、水防のため緊急の必要がある時は、他の水防管理者または市町村若しくは奈良県広域消防組合に対して応援を求める。

なお、水防管理者は、相互に水防作業、応援の派遣が円滑、迅速にできるよう近接管理団体と協定する。

協定の内容は現地指導班長に一部送付する。

(2) 自衛隊の災害派遣要請

水防管理者が知事（県防災統括室）に、天災地変その他の災害に際し住民の人命または財産の保護のため自衛隊法の規定に基づく自衛隊の部隊等の派遣の要請を依頼する場合は、併せて現地指導班長に通知することとする。

7. 水防施設及び水防器具資材

水防倉庫一覧表及び水防資材備蓄数については、市水防計画による。

8. 費用負担と公用負担

(1) 費用負担

水防管理団体において、水防に要する費用は水防法第41条により当該水防管理団体が負担する。

(2) 公用負担

水防法第28条により公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長（消防団長）または奈良県広域消防組合にあってはその事実を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けたものにあつては委任証を携行し、必要がある場合にはこれを提示しなければならない。

9. 水防解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、水防作業及び警戒の必要がなくなった時は、これを一般に周知するとともに現地指導班長にその旨報告する。

10. 水防記録と水防報告

(1) 水防記録

水防管理者は、市水防計画に規定する事項について記録を作成し、保管しなければならない。

(2) 水防報告

- ア. 水防管理者は、市水防計画に規定する事項について、その都度、現地指導班長に通知する。
- イ. 水防活動が終結した時は、遅滞なく活動内容を取りまとめて、水防被害状況報告書により現地指導班長に報告する。

第3節 土砂災害警戒活動

実施担当	関係各部各班
計画方針	・大雨等により土砂災害が発生するおそれがある場合は、急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害警戒区域等の巡視・点検により前兆現象など現場確認を行い、情報の収集及び伝達により、適切な警戒活動を行う。

1. 情報収集

大雨の気象警報が発表されるなど、土砂災害の発生するおそれがある場合は、災害警戒体制における事前配備体制をとり、関係機関との連絡体制を整備し、雨量等の気象情報の収集及び伝達に努める。

2. 警戒活動の内容

豪雨、強風等によって、土砂災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、災害警戒体制における警戒配備体制をとり、危機管理監の判断により、次の警戒活動を行う。

なお、二次災害の危険が予想される土砂災害警戒区域等については、当該箇所・区域内及び近隣に居住または滞在する市民等に、速やかに周知徹底するとともに、警戒避難体制の強化を図る。

(1) 第1次警戒活動

- ア. 各危険箇所において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。
- イ. 地元自主防災組織等の活動を要請する。
- ウ. 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

(2) 第2次警戒活動

- ア. 地域住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。
- イ. 必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難指示等を行う。

3. 土砂災害警戒区域の措置

土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合において、住民等の生命または身体に危害が生ずると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地として、県が指定した区域である。

当該区域において、円滑かつ迅速な避難を確保するため以下の措置をとる。

(1) 土砂災害に関する気象情報等の伝達方法

- ア. テレビ、ラジオ、インターネットの気象情報
- イ. 市の防災行政無線、広報車などからの情報
- ウ. 消防、警察、自治会からの情報

(2) 避難所の確保

避難部避難所班は、開設が決定された避難所に速やかに向かい、開設のための準備を行う。

ア. 被害状況調査

小・中学校等の指定避難所として選定された施設の被害状況調査を行い、周辺地域の被害情報を把握し、避難者の実態把握に努める。

イ. 避難者の受入準備

避難してきた市民が冷静に避難行動を行えるように、受入れ準備を行う。

(3) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設対策

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）対策として、気象情報や避難情報等の必要な情報を施設へ伝達する。

<資料編>

12-5 土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設一覧

第4節 ライフライン・交通等警戒活動

実施担当	関係事業者、関係管理者
計画方針	・ライフライン、放送、交通にかかわる事業者は、豪雨、強風等によって発生する災害に備える。

1. ライフライン事業者

防災業務計画等に基づき警戒活動を行う。

- ア. 復旧に必要な資機材の点検、整備、確保を行う。
- イ. 浸水のおそれのある施設を巡回・点検する。

2. 放送事業者

気象情報等の収集、円滑な広報に努める。

- ア. 電源設備、給排水設備の整備
- イ. 放送設備・空中線の点検
- ウ. 緊急放送の準備

3. 交通施設管理者

気象状況により警備警戒をとるとともに、利用者の混乱を防止するため適切な措置を講じる。

(1) 鉄道施設

- ア. 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ、若しくは速度制限を行う。
- イ. 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

(2) 道路・橋りょう施設

- ア. 定められた基準により通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。
- イ. 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導灯等の適切な措置を講じる。

第3章 災害発生時等の活動

項目	実施担当
第1節 災害情報の収集・伝達	情報収集整理班、本部班、各部各班
第2節 災害広報・広聴対策	情報収集整理班、被害調査班
第3節 広域応援等の要請・受入れ	本部班、要員班
第4節 自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ	本部班、関係各部各班
第5節 避難誘導	本部班、避難所班、救援班、消防部、警察、自主防災組織、地元自治会役員、施設管理者
第6節 要配慮者の支援	救援班
第7節 指定避難所の開設・運営	避難所班、本部班
第8節 救助・救急活動	消防部、警察
第9節 医療救護活動	救援班、消防部、本部班
第10節 二次災害の防止	調査復旧班、総務班、避難所班、施設管理者
第11節 緊急輸送活動	調査復旧班、本部班、総務班、道路管理者
第12節 交通規制	調査復旧班、本部班、情報収集整理班、道路管理者、警察
第13節 災害救助法の適用	本部班
第14節 支援・受援体制の整備	本部班、要員班、関係各部各班

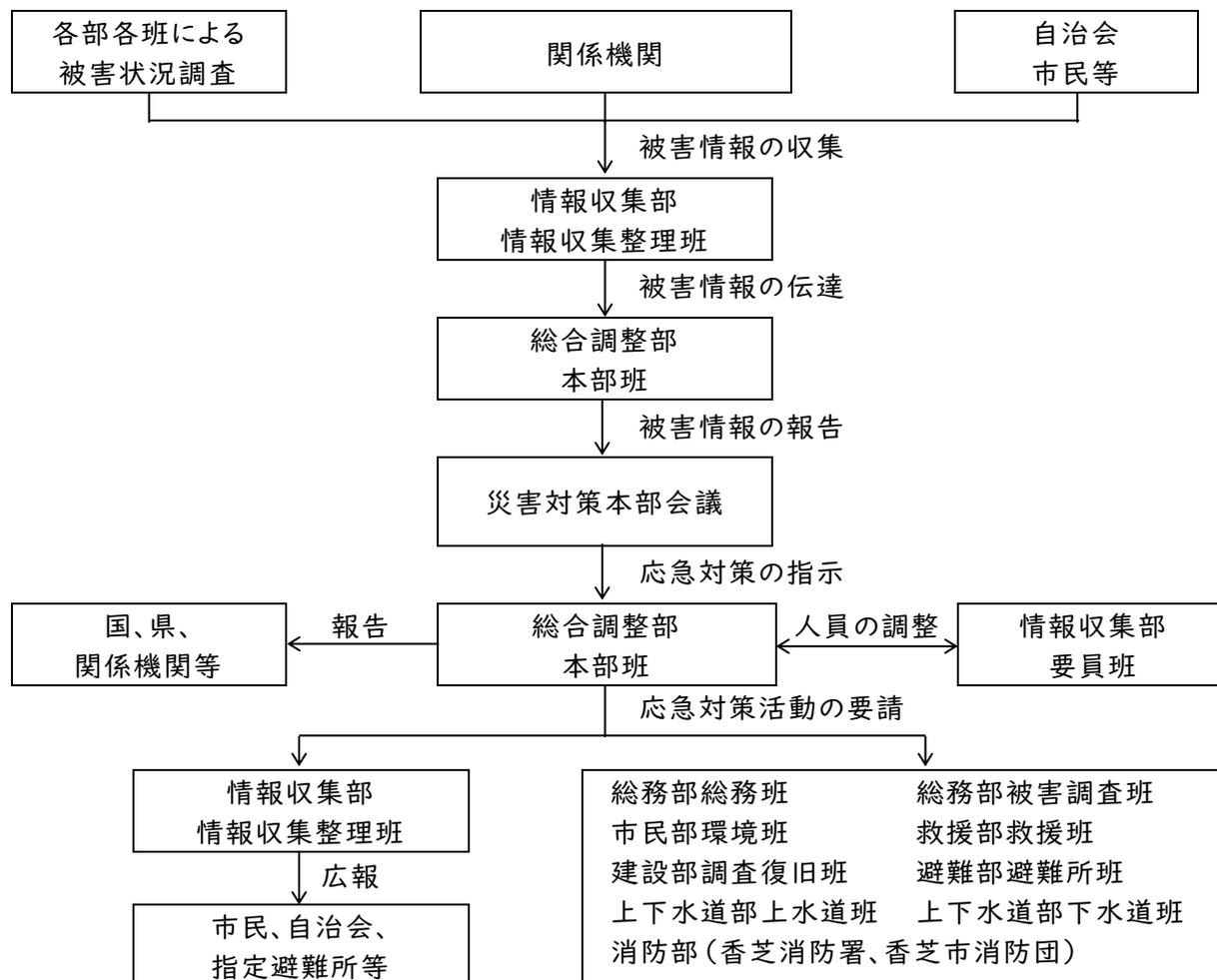
第1節 災害情報の収集・伝達

実施担当	情報収集整理班、本部班、各部各班
------	------------------

計画方針	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に伴う被害状況の把握（調査及び報告）は、災害対策の基礎として必要不可欠であるため、市は、関係機関と調整をとり、迅速かつ的確に実施する。 ・災害時の各機関相互間の通知、指示、通報、伝達等の通信連絡を速やかに行うため、各機関の通信窓口を統一し、通信連絡経路を整備するとともに、非常の際における通信連絡の確保及び情報収集体制の強化を図る。
------	--

1. 災害に関する情報の収集・伝達系統

市内に災害が発生した場合に、その災害に係わる各種情報を、市、市民及び関係機関に速やかに伝達する。



2. 被害状況の把握

迅速かつ的確な応急対策活動の実施に必要な被害概要について、災害発生後、速やかに把握するとともに、関係機関、市民等の協力を得て詳細な被害状況を把握する。

また、各地域の状況を把握するため、各地域に連絡要員となる職員を派遣し、地域の自主防災組織等の状況把握や支援を行う。

なお、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるとともに、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村または都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

(1) 被害状況の把握

ア. 実施担当

各部各班は、事務分掌に基づき被害状況を把握し、情報収集部情報収集整理班に報告する。

なお、勤務時間外の場合は、出勤途上の情報も把握する。

イ. 把握する内容

- (ア) 人的被害の発生状況
- (イ) 建物被害(床上・床下浸水、全壊、流失、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)、全焼、半焼)の状況
- (ウ) 土砂災害等の二次災害の発生状況、危険性
- (エ) 避難の状況、市民の動向
- (オ) 冠水等道路交通の状況
- (カ) ライフラインの被害状況、供給等の停止状況
- (キ) その他災害の拡大防止措置上必要な状況

ウ. 把握の手段

- (ア) 防災行政無線を用いる。
- (イ) 電話、携帯電話・スマートフォン、ファクシミリ等を用いる。
- (ウ) 市が所有する車両の乗り合い利用、職員のバイク・自転車の借り上げ、徒歩等によって行う。

(2) 被害概況の集約

情報収集部情報収集整理班は、各部各班からの報告に基づき、次の被害概況を取りまとめる。

ア. 人的被害

死者、行方不明者、負傷者の状況

イ. 建物被害

床上・床下浸水、全壊、流失、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)、全焼、半焼の状況

ウ. 公共土木施設等の被害

- (ア) 道路、橋りょうの状況
- (イ) 河川、水路、ため池の状況
- (ウ) 土砂災害の状況
- (エ) 道路交通、公共交通機関の状況
- (オ) ライフラインの状況

エ. その他

- (ア) 消火・人命救助活動の状況

- (イ) 医療活動の状況
- (ウ) 避難指示、警戒区域の設定状況
- (エ) その他必要な情報

3. 詳細被害状況の把握

(1) 把握する内容及び実務担当

各部各班は、災害発生後速やかに、市内全域について自己の班に属する被害状況の把握を行う。

把握する内容		実施担当
人的被害	死者、行方不明者の状況	情報収集部情報収集整理班
	負傷者の状況	情報収集部情報収集整理班
住家被害	床上浸水・床下浸水、全壊、流失、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)、全焼、半焼の状況	総務部被害調査班
非住家被害	公共建物(官公署庁舎等)	総務部総務班
	その他(倉庫、車庫等)	総務部被害調査班
その他被害	田畑の被害状況	建設部調査復旧班
	文教施設の被害状況	避難部避難所班
	医療機関の被害状況	救援部救援班
	道路、橋りょうの被害状況	建設部調査復旧班
	冠水等の被害状況	建設部調査復旧班
	河川、水路、ため池の被害状況	建設部調査復旧班
	山地災害危険地区等の被害状況	建設部調査復旧班
	上水道施設の被害状況	上下水道部上水道班
	下水道施設の被害状況	上下水道部下水道班
	ごみ焼却施設等の被害状況	市民部環境班
	火葬場の被害状況	市民部環境班
電気、ガス、電話、鉄道の被害状況	情報収集部情報収集整理班	

(2) 調査方法

被害状況の調査方法は、2人1組で外観目視により行う。

また、被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整のうえ、他班の協力によって調査を行う。

(3) 罹災状況、被害金額の把握

現地調査により把握した被害状況に基づき、自己の班に属する罹災状況と被害金額を把握する。

把握する内容		実施担当
罹災状況	罹災世帯数、罹災者数	情報収集部情報収集整理班
被害金額	公共文教施設の被害金額	避難部避難所班
	その他公共施設の被害金額	総務部総務班
	農林水産業施設の被害金額	建設部調査復旧班
	公共土木施設の被害金額	建設部調査復旧班
	農林、商工の被害金額	建設部調査復旧班、市民部市民班

(4) 被害状況の報告

現地調査により把握した被害状況、罹災状況及び被害金額を「被害状況調査報告書（別紙様式）」（資料編 資料3-3）にとりまとめ、情報収集部情報収集整理班に報告する。

なお、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに情報収集部情報収集整理班へ報告する。

(5) 被害状況等の判定

被害状況等の判定は、下記の災害救助法の適用基準に該当する程度のものとする。

被害項目		報告基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、または死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	負傷者（重傷者）（軽傷者）	災害のため負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	全壊（全焼）（全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

被害項目		報告基準
大規模半壊		居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊		居住する住宅が半壊し、居室の壁、床または天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊 (半焼)		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
準半壊		住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
準半壊に 至らない (一部損壊)		住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%未満のものとする。
床上浸水		全壊～半壊に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもので、または土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
床下浸水		床上浸水に至らない程度に浸水したもの。

注) 住戸被害戸数については「独立した家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

全壊、半壊は、被害認定基準による。

大規模半壊は、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について(平成16年4月1日付け府政防第361号内閣府政策統括官(防災担当)通知)」による。

中規模半壊は、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について(令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官(防災担当)通知)」による。

準半壊は、「災害救助事務取扱要領(令和2年3月30日付け内閣府政策統括官(防災担当))」による。

被害項目		報告基準
非住家の被害		非住家(住家以外の建物)のうち、全壊、半壊程度の被害を受けたもの。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他被害	田畑の被害	流失埋没 耕土が流出し、または砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの
		冠水 植え付け作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。
	道路	「道路」とは、道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	橋りょう	「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架橋された橋とする。 「橋りょう流失」とは、橋りょうの一部または全部が流失し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	河川	「河川」とは、河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護を必要とする川岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいはため池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防	「砂防」とは、砂防法第1条に規定する砂防施設及び同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	電話	「電話」とは、通信不能となった一般電話回線のうち、最大時の回線数をいう。
	電気	「電気」とは、停電した戸数のうち、最大時の戸数をいう。
	水道	「水道」とは、上水道または簡易水道で断水している戸数のうち、最大時の戸数をいう。
	下水道	「下水道」とは、公共下水道に接続している戸数のうち、下水道流下機能支障となっている最大時の戸数をいう。
	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最大時の戸数をいう。
ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀または石垣の箇所数をいう。	
罹災者	罹災世帯	「罹災世帯」とは、災害により住家が全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹災者	「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。

4. 被害状況等の集約・整理等

(1) 被害状況等の集約・整理

情報収集部情報収集整理班は、各部から収集した被害状況等の情報及び資料を集約・整理するとともに、各部や関係機関からの求めに応じて、速やかに報告できるよう準備する。

また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

- ア. 被害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等
- イ. 被害分布図等
- ウ. 市内における被害総額

(2) 集約・整理の注意事項

被害状況等の集約・整理に当たっては、次の点に留意する。

- ア. 確認された情報と未確認の情報（至急確認すべき情報）を区別すること。
- イ. 確認された情報に基づき災害の全体像を把握すること。
- ウ. 応援要請等に係る情報を整理すること。
- エ. 情報の空白地帯を把握すること。
- オ. 被害が軽微な地区または被害がない地区を把握すること。
- カ. 被害状況について応急対策の緊急性を要する事項、その他事項の選別を行うこと。

5. 県及び国への報告

災害の状況が次の基準に該当する場合、総合調整部本部班は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報を県に報告する。

(1) 報告の基準

ア. 即報基準

次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県へ報告する。

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- (イ) 県または市が災害対策本部を設置したもの。
- (ウ) 災害が2府県以上にまたがるもので、一つの府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- (エ) 気象業務法第13条の2に規定する大雨等に係る特別警報が発表されたもの。
- (オ) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害または住家被害を生じたもの。

- (カ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊等により、人的被害または住家被害を生じたもの。
- (キ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害または住家被害を生じたもの。
- (ク) 積雪、雪崩等により、人的被害または住家被害を生じたもの。
- (ケ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの。
- (コ) 報道機関に大きく取り上げられる等、社会的影響度が高いと認められるもの。

イ. 直接即報基準

前項アの(オ)、(カ)及び(キ)のうち、死者または行方不明者が生じたもの(該当するおそれがある場合を含む。)について、県に加え、直接消防庁に報告する。

(2) 報告要領

災害が発生したときから、当該災害に対する応急対策が完了するまでの間、「災害概況即報(第4号様式(その1))」(資料編 資料3-4)または「被害状況即報(第4号様式(その2))」(資料編 資料3-5)により、県防災統括室に対して、次の要領により報告を行う。

なお、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣(窓口:総務省消防庁)に変更する。

ア. 災害概況即報(早期災害報告様式)

(1)の「ア. 即報基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を電子メール、県防災情報システム等により県防災統括室に報告する。

また、(1)の「イ. 直接即報基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁に電子メール等により報告するとともに、併せて県防災統括室に電子メール、県防災情報システム等により報告する。

災害発生時の早期報告として、個別の災害現場の概況等を報告する場合には、「災害概況即報(第4号様式(その1))」(資料編 資料3-4)によるものとする。

イ. 被害状況即報

(1)の「ア. 即報基準」に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等を取りまとめ、直ちに、「被害状況即報(第4号様式(その2))」(資料編 資料3-5)を電子メール、県防災情報システム等により、県防災統括室に報告する。

ただし、知事が必要と認める場合は、その指示にしたがって報告する。

ウ. 災害確定報告

応急対策終了後、14 日以内に「被害状況即報(第4号様式(その2))」(資料編 資料3-5)により報告する。

エ. 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を翌年3月10日までに「災害年報(第3号様式)」により報告する。

(3) 国への報告

県への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に対して直接災害情報を報告する。

ただし、この場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は県に対して速やかに報告する。

奈良県防災統括室の連絡先			
代表電話		0742-22-1101 内線 2275	
直通電話		0742-27-7006/8425/8456	
FAX		0742-23-9244	
奈良県防災行政通信ネットワークTEL		TN-111-9009/9010/9011	
		TN・・・有線回線は 66、衛星回線は 67	
奈良県防災行政通信ネットワークFAX		TN-111-9210	
		TN・・・有線回線は不要、衛星回線は 8	
夜間等代表電話		0742-27-8944	
消防庁への報告先			
	区 分	平日(9:30~17:45)	左記以外(宿直室)
NTT回線	TEL	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	TEL	67-048-500-90-43422	67-048-500-90-49102
	FAX	67-048-500-90-49033	67-048-500-90-49036

6. 通信手段の確保

災害発生後、総合調整部本部班は直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設・設備の復旧を行う。

また、携帯電話等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

なお、災害に関する通信が緊急を要するものである場合は、電気通信事業者の電気通信設備の優先的利用、警察事務、消防事務、水防事務等の有線電気通信設備及び無線設備の使用、放送事業者に放送を行うことを求めることができる。（災害対策基本法第57条）

(1) 電気通信設備の利用

ア. 総合調整部本部班は、電気通信事業者に対し、応急回線の作成や利用制限等の措置による通信輻輳(ふくそう)の緩和及び通信の疎通確保を要請する。

イ. 優先利用

総合調整部本部班は、必要に応じて電気通信事業者に対して非常電話または非常電報を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

(2) 有線電話途絶時の措置

有線電話途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障を来す場合は、次のような措置を講じ

る。

ア. 県、近隣市町村との連絡

県防災行政通信ネットワークを利用して行う。

また、必要に応じ、消防無線、警察無線、非常通信、携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

イ. 関係機関との連絡

総合調整部本部班は、関係機関に対し、職員の総合調整部への派遣及び所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

ウ. 消防電話・警察電話等の利用

総合調整部本部班は、他に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合、奈良県広域消防組合または香芝警察署に業務用専用回線の利用を要請する。

エ. 非常通信の利用

総合調整部本部班は、有線電話が途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

(ア) 警察、鉄道会社等の関係機関が保有する無線

(イ) 放送局が保有する無線

(ウ) アマチュア無線等

(3) 災害現場等出勤者との連絡

災害現場等に出動している各部職員との連絡は、携帯電話、防災行政無線、伝令、派遣等の適当な手段によって行う。

第2節 災害広報・広聴対策

実施担当	情報収集整理班、被害調査班
計画方針	・災害が発生したときまたは二次災害等の発生するおそれがある時は、人心の安定と速やかな復旧作業を推進するために、市民に迅速かつ適切な広報を行う。

1. 実施機関

情報収集部情報収集整理班は、関係機関との密接な連携協力のもとに広報内容の一元化を図り、市民に混乱が生じないように配慮する。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとし、特に停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、チラシの張り出しや配布等の紙媒体、広報車などにより情報提供を行う。

2. 広報の内容

広報は、平常時の広報手段を活用するほか、指定避難所への広報紙の掲示等、各段階に応じて以下に示す方法により広報活動を実施する。

(1) 災害発生直後の広報

- ア. 気象等の状況・災害の規模
- イ. 要配慮者への支援の呼びかけ
- ウ. 避難指示または緊急安全確保、避難先の指示

(2) その後の広報

- ア. 二次災害の危険性
- イ. 安否情報
- ウ. 被災状況とその見通し
- エ. ライフラインや交通施設等の復旧状況
- オ. 交通規制情報
- カ. 医療機関等の医療関連情報
- キ. ごみ、し尿収集等の生活関連情報
- ク. 食糧、生活必需品の供給及び給水に関する情報
- ケ. 救援物資等の取扱い

- コ. 国や県等による支援制度と留意事項
- サ. その他人心安定及び社会秩序保持に関すること

(3) 広報の方法

- ア. 広報紙の掲示、配布等による広報
- イ. 広報車やハンドマイク等による現場広報
- ウ. 指定避難所等における職員の派遣、チラシの掲示・配布
- エ. インターネット、SNSの活用
- オ. 自主防災組織等の市民団体の協力
- カ. コミュニティメディアを通じての広報
- キ. 報道機関への情報提供

(4) 災害時の広報体制

- ア. 広報責任者による情報の一元化
- イ. 広報資料の作成
- ウ. 関係機関との連絡調整

(5) 要配慮者に配慮した広報

要配慮者への広報は、ボランティア等の協力を得つつ、手話、点字、外国語等を用いる。

3. 報道機関との連携

(1) 緊急放送の実施

緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備または無線設備による通信ができない場合あるいは著しく困難な場合においては「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」（昭和54年3月1日）に基づき、県を通じて報道機関に、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送を依頼する。

(2) 報道機関への情報提供

災害に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送業者、通信社、新聞社等の報道機関に対して、定期的な情報提供を行う。

4. 広聴活動の実施

情報収集部情報収集整理班は、被災地の地域住民の要望事項等を把握するとともに、市民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた

窓口を開設する等、積極的に広聴活動を実施する。

5. 安否情報の提供等

(1) 安否情報の提供

情報収集部情報収集整理班は、必要に応じて安否問合せ窓口を庁内に設置し、来庁者の問合せへの対応を行う。

なお、以下に掲げる者から、被災者の安否に関する情報の照会があったとき、内閣府が定める政令の要件を満たす場合に限り、市が把握する情報に基づき回答することができる。

その際、当該安否情報に係る被災者または第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、照会に対する回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要があると認める時は、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

ア. 被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況または連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

イ. 被災者の同居でない親族または職場等の関係者の場合

被災者の負傷または疾病の状況

ウ. 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

県、市が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、または公益上特に必要があると認める時は、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(2) 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、市や県に対し、次の事項を明らかにして行う。

ア. 氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項

イ. 照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

ウ. 照会をする理由

(3) 被災者に関する情報の利用

市及び県は、安否情報の回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(4) 被災者台帳の作成

総務部被害調査班は、被災者の被害状況や支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、関係各部各班で共有するとともに、応急対策に活用する。

被災者台帳の作成にあたっては、必要となる被災者情報について、県に対して、災害救助法に基づく救助を行った被災者の情報提供を求めることができる。

第3節 広域応援等の要請・受入れ

実施担当	本部班、要員班
計画方針	・災害に際して、本市のみでは対応が不十分となる場合には、災害対策基本法等に基づき、関係機関や団体に対して職員の派遣を要請し、応急対策または災害復旧対策の万全を期する。

1. 応援の要請

応急措置を実施するために、労働力の提供を短期間、身分の移動を伴わずに、応援を要請する。

なお、要請については総合調整部本部班が窓口となり、受入れは情報収集部要員班が実施する。

(1) 応援要請のできる要件

市域に災害が発生したとき、次の場合に応援の要請を行う。

- ア. 応急措置を実施するため必要があると認める場合
- イ. 自己の持つ消防力等の現有活動勢力では、消防、水防、救助等効果的な応急措置の実施が困難な場合
- ウ. 緊急を要するとき、地理的にみて近隣の市町村に応援を求めた方がより効果的な応急措置の実施ができると認められる場合

(2) 応援に当たっての要請事項

- ア. 災害の状況及び応援を要請する理由
- イ. 応援を必要とする期間
- ウ. 応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量
- エ. 応援を必要とする場所
- オ. 応援を必要とする活動内容
- カ. その他必要事項

(3) 知事に対する応援要請

災害対策基本法第68条に基づき、知事に対して応援要請を行う。この場合には、県防災統括室を通じて要請する。

(4) 他の市町村等に対する応援の要請

協定締結した関係機関に対し、協定内容に基づき必要な食糧、医療品、生活必需品、資機材等の物資援助の要請を行う。

また、他の市町村に対し災害対策基本法第67条に基づき、応援要請を行う。

<資料編>

資料7-1 災害時応援協定締結一覧

2. 消防活動に係る応援の要請・受入れ

総合調整部本部班は、奈良県広域消防組合で消防活動を迅速かつ的確に実施することが困難な場合、関係法令や協定に基づき、他市町村消防機関の応援を要請する。

(1) 大規模災害応援

大規模な災害が発生した場合に、被災地近隣の消防本部が「消防組織法第39条」に基づき、いち早く被災地に駆けつけ、効率的な消火、救急、救助等の応援活動を展開することにより、被害の軽減を図る。

この体制は、主に発災直後から「緊急消防援助隊運用要綱」に定める消防庁長官の措置（消防組織法第44条）による体制が機能し始めるまでの間実施されるものであり、消防庁長官の措置による応援体制が行われた時点で、同法に基づく体制となる。

(2) 緊急消防援助隊の派遣

緊急消防援助隊は、「緊急消防援助隊運用要綱」に基づき、大規模災害の発生に際し、被災地の消防の応援のため速やかに被災地へ赴き、人命救助活動を行う。

緊急消防援助隊は平成7年6月に発足し、市町村長は設置した救助、救急及び後方支援部隊について、その隊数を消防庁に登録している。

出動については、消防庁長官が被災地の属する都道府県の知事と緊密な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の有無を判断し、「消防組織法第44条」の規定に基づき、適切な措置をとるものとされている。

3. 職員の派遣要請

災害発生時に応急対策、復旧対策を実施するときに、本市の職員のみでは対応ができない場合は、県、他の市町村、関係機関等に対し、職員の長期的な派遣を要請することができる。

応援職員の受入れの際は、感染症対策のため、執務スペースの適切な空間の確保等に配慮する。

また、県は、被災都道府県から応援を求められた場合には、必要に応じて県内市町村に対して被災市町村への応援を求める事ができることを踏まえ、市は、県から応援要請があった場

合には、可能な範囲で対応を行うものとする。

(1) 県、他の市町村または指定地方行政機関に対する派遣の要請

災害対策基本法第29条、または地方自治法第252条の17の規定により職員の派遣を要請することができる。

なお、その場合の手続は、次の事項を記載して文書で行う。

- ア. 派遣を要請する理由
- イ. 派遣を要請する職員の職種別人数
- ウ. 派遣を必要とする期間
- エ. 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ. その他職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣のあっせんの要請

市長は、災害対策基本法第30条に基づき、応急対策または復旧対策のため必要がある時は、知事に対して、指定地方行政機関等の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

なお、総合調整部本部班は、その場合の手続を、次の事項を記載した文書で行う。

ただし、文書をもってしては時機を失すおそれがある場合は、口頭または電話等により申し入れ、事後速やかに文書を作成し、正式に要請する。

- ア. 派遣のあっせんを求める理由
- イ. 派遣のあっせんを求める職員の職種別人数
- ウ. 派遣を必要とする期間
- エ. 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ. その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(3) 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同施行令第17条、第18条、第19条及び「阪神・淡路大震災復旧対策等のための職員派遣について」(平成7年2月23日付け自治公第5号自治省行政局公務員部公務員課長通知)による。

(4) 応急対策職員派遣制度の活用

総務省は、震度6弱以上の地震が観測された場合、またはそれに相当する程度の災害が発生し、または発生するおそれがあると考えられる場合、応援職員の派遣に関し、関係省庁(内閣府、消防庁)及び関係団体(全国知事会、全国市長会、全国町村会等)、被災都道府県からの情報収集及び情報共有を行い、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、

全国の地方公共団体の人的支援を最大限活用して被災市区町村を支援する。

市は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県を通じて、総務省に対し、総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員、災害マネジメント支援員等で構成）の派遣を要請する。

4. 民間との協力

(1) 災害対策基本法その他の法律に基づく従事命令、協力命令

市域に災害が発生し、または発生しようとしている場合において、応急措置を実施するための要員が労働者の雇用等によっても、なお不足し、さらなる動員の必要があると認める場合は、災害対策基本法等に基づき従事命令等を発し、対策要員を確保する。

ア. 従事命令等の種類と執行者

災害応急対策作業	命令区分	根拠法令	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法 第65条第1項	市長
		〃 第65条第2項	警察官
		〃 第65条第3項	派遣を命じられた 部隊等の自衛官
災害救助作業 (災害救助法に 基づく救助)	従事指示	災害救助法 第24条	知事
	協力命令	〃 第25条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く 応急処置)	従事命令	災害対策基本法 第71条第1項	知事 委任を受けた 市長
	協力命令	〃 第71条第2項	
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法 第4条	警察官
消防作業	従事命令	消防法 第29条第5項	消防吏員 消防団員

イ. 従事命令等の対象者

命令区分(作業対象)	対象者
災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官の従事命令 (災害応急対策全般)	当該市の区域の市民、または当該応急措置を実施すべき現場にある者

命令区分(作業対象)	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 (災害応急対策及び救助作業)	1. 医師、歯科医師または薬剤師 2. 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、救急救命士または歯科衛生士 3. 土木技術者または建築技術者 4. 大工、左官またはとび職 5. 土木業者または建築業者及びこれらの者の従事者 6. 鉄道事業者及びその従事者 7. 軌道経営者及びその従事者 8. 自動車運送事業者及びその従事者 9. 船舶運送業者及びその従事者 10. 港湾運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 (災害応急対策及び救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 (災害応急対策全般)	その場に居合わせた者、その物件の管理者
消防法による消防吏員または消防団員の従事命令(消防作業)	火災の現場付近にある者

ウ. 公用令書の交付

従事命令または協力命令を発するとき、または発した命令を変更あるいは取消す時は災害対策基本法に定める公用令書を交付する。

エ. 費用

市長が災害対策基本法第71条の規定に基づいて発した従事命令により災害応急対策に従事した者に対しては実費を弁償する。

オ. 損害補償

従事命令または協力命令により災害応急対策に従事した者が、そのことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかった場合には条例の定めるところによりその損害を補償する。

(2) 公共職業安定所の労働者供給

ア. 公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして必要な労働者の供給あつせんを依頼する。

- (ア) 必要労働者数
- (イ) 作業の内容
- (ウ) 作業実施期間
- (エ) 賃金の額
- (オ) 労働時間
- (カ) 作業場所の所在
- (キ) 残業の有無

(ク)労働者の輸送方法

(ケ)その他必要な事項

イ.賃金の支払

賃金は、通常の例を勘案したうえで、市において予算措置し、就労現場において作業終了後、直ちに支払う。

なお、作業終了後、直ちに賃金を支払うことができない場合は、就労証明書を発行するとともに支給日を労働者本人に通知しなければならない。

ウ.労働者の輸送

災害応急対策実施機関は、労働者の毎日の作業就労に際し、労働者の住居と作業現場との距離、作業能率その他を考え、できるだけ車両等による労働者の輸送を考慮する。

(3)自治会等の民間団体の協力

災害時における地域の防災活動について、自治会や企業等に協力を求める。

5.要員の対策従事

災害時における災害対策実施機関の職員、民間協力団体、雇い上げた一般労働者並びに従事命令・協力命令による労働者は、次によりそれぞれ災害対策に従事する。

(1)災害対策実施機関の職員

この職員は各機関で定める計画にしたがい、その対策に従事する。

(2)民間協力団体

協力団体の活動内容は主として次のとおりであるが、活動内容の選定に当たっては、協力団体等の意見を尊重して行う。

ア.炊き出し、その他災害救助活動の協力

イ.清掃及び防疫

ウ.災害応急対策用物資、資機材の輸送及び配分

エ.応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業

オ.軽易な作業の補助

カ.その他上記の作業に類した作業

(3)一般労働者

ア.被災者の救出

イ.被災者の安全な場所への避難誘導

- ウ. 医療及び助産における各種移送業務
- エ. 飲料水の供給
- オ. 救済用物資の輸送
- カ. その他災害応急対策実施上の補助業務

(4) 従事者

従事命令または協力命令を受けた者は、その公用令書に記載された業務に従事する。

(5) 派遣職員

派遣要請を受けた職種に応じて指示された業務に従事する。

6. 県消防防災ヘリコプターの受入れ

県消防防災ヘリコプターの派遣を要請した場合は、県防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期す。

また、市及びヘリポートとなる施設の管理者は、ヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部に報告する。

なお、受入れに際しては、次の措置をとる。

(1) 受入れ体制

- ア. 離着陸場所の確保及び安全対策
- イ. 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- ウ. 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- エ. その他必要な事項

(2) 発着場の開設

- ア. ヘリポートに紅白の吹き流しまたは国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。
- イ. 離着陸地点には、Ⓜ記号を石灰、墨汁、絵の具等を用いて表示する。
- ウ. ヘリポート周辺への一般人の立ち入りを禁止し、事故防止に努める。
- エ. ヘリポートの発着に障害となる物体については、除去または物件所在地の表示をする。
表示方法は、上空から良く判断できるよう、白布または赤布等を縛り付ける。
- オ. 離着陸の際には、周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるため、できるだけ取り除く。
- カ. 離着陸の際は砂塵が発生するため、その防止対策として消防車等による散水を行う。

(3) 輸送ルートの確保

道路通行規制時における、ヘリコプターによる救援物資の迅速な搬送を確保するため、市は県と連携し、ヘリポートの再確認を行う。

(4) 離着陸不能の条件

ヘリコプターの飛行または離着陸不能の条件は、おおむね次のとおりである。

- ア. 雨天または霧等が発生し、視界が不良の場合
- イ. 前線通過などのため突風や乱気流のある場合
- ウ. 日没後
- エ. 着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合

第4節 自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ

実施担当	本部班、関係各部各班
計画方針	<ul style="list-style-type: none">・市民の人命または財産を保護するため必要と認めた場合は、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、受入体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。・自衛隊は、大規模災害時には提案型支援を自発的に行うこともある。

1. 災害派遣依頼基準

- ア. 人命救助のため応援を必要とするとき。
- イ. 大規模な災害が発生し、または発生することが予想され、緊急に応急措置のための応援を必要とするとき。
- ウ. 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- エ. 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
- オ. 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき。

2. 派遣依頼手続

- ア. 市長は、自衛隊に対し災害派遣を要請する場合は、知事に派遣要請を依頼する。
- イ. 自衛隊派遣要請依頼手続は、総合調整部本部班が行う。
- ウ. 知事への依頼ができない場合は、市長は直接自衛隊に対して派遣依頼の通知をすることができる。
 - 自衛隊は、災害状況の通知を受け、その事態に照らし、特に緊急を要する場合は自主的判断に基づき部隊を派遣することができる。
 - 市長は、通知した旨を知事へ報告する。
- エ. 災害対策に当たる各部は、災害時の状況や被害状況等を勘案し、自衛隊派遣に関して市長へ上申する。
- オ. 派遣の依頼は、原則として文書（災害派遣要請書）によるものとし、次の事項を記載する。
 - (ア) 災害の状況及び派遣を依頼する事由
 - (イ) 派遣を希望する期間
 - (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (エ) その他参考となるべき事項

ただし、文書をもってしては時機を失するおそれがある場合は、前記各記載事項を口頭または電話等により申し入れ、事後速やかに文書を作成し、正式に依頼する。

カ. 自衛隊緊急時連絡網

(ア) 陸上自衛隊 第4施設団長 (主として陸上自衛隊等に関する場合)

京都府宇治市広野町風呂垣外1-1

電話 0774-44-0001

通信相手 第4施設団本部 第3科 総括班
(内線235、236、237)

夜間通信先 第4施設団本部付隊当直(当直室)(内線223)

FAX 0774-44-0001(交換切替、内線233)
(大久保駐屯地の交換台を呼び出し、内線233に切替
えを依頼した後、FAXボタンを押す。)

県防災無線 67-571-11
(夜間:67-571-12)

県防災無線FAX 67-571-21

(イ) 航空自衛隊 奈良基地司令 (主として航空自衛隊に関する場合)

奈良県奈良市法華寺町1578 幹部候補生学校

電話 0742-33-3951(内線211、夜間内線225)

キ. 陸上自衛隊第4施設団に連絡がとれない場合

陸上自衛隊第4施設団に連絡がとれず、派遣の依頼ができない場合は、次の機関に連絡する。
陸上自衛隊 第3師団長 (主として陸上自衛隊に関する場合)

兵庫県伊丹市広畑1-1

通信先: 第3師団 第3部 防衛班

電話: 0727-81-0021(内線333、夜間内線301)

FAX: 0727-81-0021(交換切替、内線234)

3. 派遣部隊の受入体制

派遣を依頼した時は、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入体制について自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように以下のことを行う。

(1) 派遣部隊の誘導

自衛隊が派遣されることとなった時は、香芝警察署長に対し派遣部隊の誘導について依頼する。

(2) 受入体制

ア. 派遣部隊及び関係機関との連絡調整のため、連絡担当者を指名する。

イ. 受入体制の確立

派遣部隊の集結場所及び宿泊場所等を確保する。(健民運動場、北部地域体育館な

どを候補地として想定する。)

ウ. 作業計画及び資機材等の整備

自衛隊の部隊が行う作業が円滑かつ迅速に実施できるよう作業内容及び計画を作成するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。

エ. ヘリポートの設営等

大規模災害に際し、ヘリコプターを使用することとなった場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

(3) 自衛隊の活動内容

以下の事項について、災害の態様に応じた活動を自衛隊に依頼する。

ア. 被害状況の把握

イ. 避難の援助

ウ. 避難者等の捜索及び救助

エ. 消防活動

オ. 道路の啓開

カ. 応急医療、救護及び防疫

キ. 人員及び物資の緊急輸送

ク. 炊飯及び給水

ケ. 物資の無償貸付けまたは譲与

コ. 危険物の保安及び除去

サ. その他必要な活動

4. 経費の負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については、原則として市が負担するものとし、市において負担するのが適当でないものについては、県がそれぞれ負担する。

ア. 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料

イ. 上記に規定するもののほか必要経費で協議の整ったもの

5. 派遣部隊等の撤収依頼

作業の進捗状況を把握し、派遣の目的を達成したとき、または必要がなくなったと判断した時は、派遣部隊その他の関係機関と協議のうえ、知事に対して文書をもって撤収の依頼を行う。

第5節 避難誘導

実施担当	本部班、避難所班、救援班、消防部、警察、自主防災組織、地元自治会役員、施設管理者
------	--

計画方針	<ul style="list-style-type: none">・人的被害を軽減するため、関係機関が連絡調整を密にし、あらかじめ定めた基準により、市民の主体的な避難行動（安全確保行動）を支援する情報を提供する。・水害による避難者は、水害の及ばない指定緊急避難場所（市立小中学校の校舎等）・指定避難所への立退き避難をはじめ、自宅・施設等での屋内安全確保や緊急安全確保を行うように呼びかける。・避難情報発令の際には、障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者のリードタイムの確保（指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間）に十分配慮する。
------	--

1. 避難指示等

市長は、人的被害が発生するおそれがある場合には、避難に時間を要する要配慮者、特に避難行動要支援者の早期避難を図るため、高齢者等避難を発令する。

また、災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、市民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難指示または緊急安全確保を行う。

避難指示または緊急安全確保の判断にあたっては、気象庁の防災情報提供システム等を参考にして、迅速に行う。また、夜間や早朝であっても、躊躇なく発令する。

市民に対しては、夜間等の時間帯となることを考慮して、早めに発令する必要があることを周知しておく。

実施責任者は、避難指示または緊急安全確保を行った場合、その旨を速やかに関係機関に通報する。

避難指示等の発令は、緊急の場合以外は、原則として実施責任者相互の連絡協議のもとに行う。

なお、市長は、必要な場合には、気象台、河川管理者等に対し、避難指示等に関する助言を求めることができる。

また、土砂災害に係る避難指示等を解除する場合においても、県・国に助言を求めることができる。

■避難情報等と居住者等がとるべき行動（警戒レベル一覧表）

※避難情報に関するガイドライン（令和3年5月、内閣府）

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
<p>【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)</p>	<p>○発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ○居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</p>
<p>【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)</p>	<p>○発表される状況：気象状況悪化 ○居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。</p>
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)</p>	<p>○発令される状況：災害のおそれあり ○居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難または屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅または施設利用者の高齢者や障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)</p>	<p>○発令される状況：災害のおそれ高い ○居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難または屋内安全確保）</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)</p>	<p>○発令される状況：災害発生または切迫（必ず発令される情報ではない。） ○居住者等がとるべき行動：命の危険、直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>

(1) 避難のための立退きの指示等の権限

■ 避難指示等の実施責任者

種別	指示等を行う要件	指示等を行う者	根拠法令
災害全般	災害が発生するおそれがあるときや、災害リスクのある区域の高齢者等が危険な場所から避難すべきとき。 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令	市長	災害対策基本法第56条
	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき。 【警戒レベル4】避難指示の発令	市長	災害対策基本法第60条
	避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する認めるとき。 【警戒レベル5】緊急安全確保の発令	市長	災害対策基本法第60条
	市において、事務の全部または大部分を行うことができなくなったとき、市長が実施すべき事務の全部または一部を代行する。	知事	災害対策基本法第60条
	(1) 市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 (2) 市長から要求があったとき。 (3) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。	警察官	(1)(2)は災害対策基本法第61条 (3)は警察官職務執行法第4条
	危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にないないとき。	自衛官 (災害派遣を命じられた部隊)	自衛隊法第94条
洪水	洪水によって著しい危険が切迫していると認められるとき。	知事、 その命を受けた職員、 水防管理者	水防法第29条
地すべり	地すべりによって著しい危険が切迫していると認められるとき。	知事、 その命を受けた職員	地すべり等防止法第25条

(2) 高齢者等避難

<p>実施基準</p>	<p>以下のいずれか一つまたは複数に該当する場合で、今後の気象予警報等も考慮して、市長が発令すべきと判断した場合に、高齢者等避難を発令する。</p> <p>(洪水)</p> <ul style="list-style-type: none"> 葛下川の水位観測所(上中)の水位が、避難判断水位に到達した場合。 葛下川の水位観測所(上中)の水位が、氾濫注意水位を超え、洪水警報が発表された状態で、危険度分布で「警戒(赤)」が出現し、急激な水位上昇のおそれがある場合。 軽微な漏水・侵食等が発見された場合。 <p>(土砂災害)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨警報(土砂災害)が発表され、危険度分布で土砂災害警戒区域が「警戒(赤)」となったとき。 <p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜遅くから明け方に接近・通過することが予想される場合。(夕方から夜のはじめ頃までに発令) 事態の推移によっては、洪水害、土砂災害のおそれがあるとき。
<p>伝達内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 避難対象地区 避難先 避難路 避難の理由 避難時の注意事項 その他の必要事項
<p>伝達方法</p>	<pre> graph LR A[災害対策本部] --- B[緊急速報メール] A --- C[各出先機関の職員の口頭伝達] A --- D[消防車両(サイレン、警鐘、拡声器)] A --- E[電話、伝令、ファクシミリ、防災行政無線] A --- F[報道機関] A --- G[広報車] A --- H[自治会] H --- I[避難地区住民] G --- I </pre>

(3) 避難指示

<p>実施基準</p>	<p>以下のいずれか一つまたは複数に該当する場合で、今後の気象予警報等も考慮して、市長が発令すべきと判断した場合に、避難指示を発令する。</p> <p>(洪水)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葛下川の水位観測所(上中)の水位が、氾濫危険水位に到達した場合。 ・葛下川の水位観測所(上中)の水位が、避難判断水位を超え、洪水警報が発表された状態で、危険度分布で葛下川に「危険(紫)」が出現した場合。 ・護岸の小規模な異常(損壊等)や異常な漏水等を確認したとき。 <p>(土砂災害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ・危険度分布で土砂災害警戒区域が「危険(紫)」となったとき。 ・土砂災害に関わる前兆現象(土石流、崖崩れ、地すべり)が見受けられるとき。 <p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜遅くから明け方に接近・通過することが予想される場合。(夕方から夜のはじめ頃までに発令) ・その他地域住民の生命、身体を災害から保護するため必要と認めるとき。
<p>伝達内容</p>	<p>高齢者等避難と同じ</p>
<p>伝達方法</p>	<p>高齢者等避難と同じ</p>

(4) 緊急安全確保

<p>実施基準</p>	<p>以下のいずれか一つまたは複数に該当する場合に緊急安全確保を発令する。</p> <p>(洪水)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葛下川の水位観測所(上中)の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合。 ・河岸浸食を発見した場合または、河岸浸食の発生のおそれがある場合。 <p>(土砂災害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合。 ・土砂災害の発生が確認された場合。 <p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生し、またはまさに発生しようとしている状況において、立退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合。
<p>伝達内容</p>	<p>高齢者等避難と同じ内容に加え、発生した災害の発生場所や状況等を伝達する。</p>
<p>伝達方法</p>	<p>高齢者等避難と同じ伝達方法を繰り返すとともに、必要に応じ直接口頭により伝達する。</p>

(5) 避難指示等の解除

洪水	河川の水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない等、気象状況などから水位が再上昇するおそれなくなったとき。
土砂災害	<p>以下を目安として解除を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が解除されるとともに、今後まとまった降雨が見込まれないことを確認したとき。 ・大雨警報（土砂災害）が解除されたとき。 ・被災した地域の応急復旧作業が完了し、安全度が原形まで回復した時点。

(6) 県への報告

市長が避難指示等を発令または解除をした時は、その旨を公示するとともに、速やかに知事へ報告する。

警察官が避難の指示や緊急安全確保措置の指示を行い、その旨を市長に報告してきたときも同様の扱いとし、可能な限り次の事項についても報告する。

- ア.【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の種類
- イ.発令時刻
- ウ.対象地域
- エ.対象世帯数及び人員
- オ.その他必要事項

(7) 住民に求める避難行動

ア.水害

- (ア)防災気象情報等積極的な情報収集に努め、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの意思で行動するようにする。特に、自分だけは大丈夫といった思い込みや正常性バイアスによる避難の遅れが生じることのないよう留意する。
- (イ)洪水・内水氾濫時の指定緊急避難場所への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難する。
- (ウ)豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な避難場所に早めに避難する。
- (エ)指定避難所や指定緊急避難場所への立ち退き避難がかえって危険であると判断した場合は、近隣のより安全な建物等への避難や、やむを得ない場合には屋内でもより安全な上階へ移動する屋内安全確保をとる。
- (オ)避難の際は、隣近所に声を掛け合い共に避難するようにする。特に新しい地区住民や観光客等には努めて声を掛けるようにする。

(カ) 浸水想定区域外でも災害が発生するおそれがあることを忘れず、十分注意するようになる。

イ. 土砂災害

(ア) 防災気象情報等積極的な情報収集に努め、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの意思で行動するようにする。特に、自分だけは大丈夫といった思い込みや正常性バイアスによる避難の遅れが生じることのないよう留意する。

(イ) 土砂災害時の指定緊急避難場所への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難する。

(ウ) 豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な避難場所に早めに避難する。

(エ) 指定避難所や指定緊急避難場所への立ち退き避難がかえって危険であると判断した場合は、近隣のより安全な建物等への避難等の安全確保措置をとる。小規模な斜面崩壊(崖崩れ)が想定される区域では、屋内安全確保が有効な場合もあるが、土石流が想定される区域においては、自宅の2階以上に移動しても土石流によって家屋が全壊するおそれもあることから、屋内安全確保をとらないようにする。

(オ) 雨が収まってもすぐに帰宅しないようにする。

(カ) 避難の際は、隣近所に声を掛け合い共に避難するようにする。特に新しい地区住民や観光客等には努めて声を掛けるようにする。

(キ) 土砂災害警戒区域外でも災害が発生するおそれがあることを忘れず、十分注意するようになる。

2. 指定緊急避難場所への避難

ア. 市長は、災害の発生または発生するおそれがあり、高齢者等避難及び避難指示を行った場合、被災状況に応じて、安全な指定緊急避難場所を選定し、市民に周知する。

イ. 選定された指定緊急避難場所の施設管理者は、速やかに開設する。

ただし、施設管理者が開設困難な場合は、所管する職員が開設する。

ウ. 自主避難あるいは高齢者等避難等の発令に応じて避難行動を開始した市民は、選定された指定緊急避難場所または自宅の上階、親戚・知人宅等へ避難を行う。

エ. 避難部避難所班は、選定した指定緊急避難場所について、避難収容状況のとりまとめを行う。

オ. 指定避難所が開設されている場合は、当該指定緊急避難場所の本来の用途に戻すため、安全を確認しながら避難者を指定避難所に移動する。

3. 避難者の誘導

避難誘導は、消防職員(消防団員)、警察官、自主防災組織、地元自治会役員及び施設管理者等の協力を得て組織的に行うものとし、極力安全と統制を図り実施する。

なお、消防団をはじめ、自主防災組織や事業所等は連携・協力して、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

ア. 誘導に当たっては、定められた指定緊急避難場所・指定避難所へ自治会単位での集団避難を心掛け、妊産婦、傷病人、乳幼児、高齢者、障がい者及びこれらの者に必要な介助者を優先して行う。

なお、これらの誘導に当たっては迅速、的確に行う。

イ. 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路等を明示する案内標識を設置する等、迅速に避難できるよう措置する。

ウ. 避難路については、安全を十分確認し、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープの設置を行い、また、夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期する。

エ. 避難に当たっては、携行品を必要最小限に制限し、早期に避難を完了させる。

オ. 避難は、避難者が各個に徒歩で行うことを原則とするが、避難者が自力で立退き不可能な場合は、車両等により行う。

カ. 災害が広範囲で大規模な立退き移送を要し、市では対応不可能な時は、県に協力を要請する。

4. 要配慮者（避難行動要支援者）の避難完了確認

救援部救援班は、要配慮者（避難行動要支援者）の避難完了確認は、「高齢者等避難」「避難指示」の段階ごとに、避難部避難所班、各施設管理者、自主防災組織、消防団等の協力を得て行う。

ア. 在宅の要援護高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の避難については、原則として「高齢者等避難」発令段階における完了に努める。

イ. 要配慮者関連施設の入所者・利用者については、各施設管理者が救援部救援班に対し、「高齢者等避難」「避難指示」の段階ごとに避難完了を速やかに報告する。

その場合、安否・所在の確認された施設利用者の氏名をあわせて報告する。

ウ. 「避難指示」が発令された場合、「高齢者等避難」発令段階において、避難完了が確認されない在宅の要援護高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に避難を呼びかける。

エ. 救援部救援班は、避難行動要支援者名簿と指定緊急避難場所・指定避難所で作成する避難者名簿とを照合し、避難完了を確認する。

5. 学校・社会福祉施設等における避難対策

学校、幼稚園、保育所、社会福祉施設及び病院等、集団退避を必要とする施設にあつては、日頃から市、奈良県広域消防組合及び香芝警察署等の関係機関と協議のうえ、下記事項について避難計画を定め、避難訓練を実施するとともに、災害時に安全な避難ができるよう、関係機関と連絡を密にする。

- ア. 避難実施責任者
- イ. 避難の時期（事前避難の実施等）
- ウ. 避難の順位
- エ. 避難誘導責任者・補助者
- オ. 避難誘導の要領・処置
- カ. 避難者の確認方法
- キ. 家族等への引渡し方法
- ク. 登下校時の安全確保（緊急通学路の指定）
- ケ. 通学路周辺の危険箇所の把握（ブロック塀等の危険性）

6. 警戒区域の設定等

災害が発生し、または発生しようとしている場合において、人命または身体を保護するために警戒区域を設定し、一般の立ち入りの禁止及び退去を命じることができる。

よって、災害が発生したときは、速やかに道路、橋りょうの通行可否の調査を実施し、通行不能または障害のある地域については、警戒区域の設定及び交通規制を行うとともに、障害物の除去等により、災害対策に必要な車両の通行路線を確保する。

また、警戒区域の設定については、香芝警察署、奈良県広域消防組合等関係機関と連絡調整を図っておくものとし、実際に警戒区域を設定した場合にロープを張る等、警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように処置する。

さらに、香芝警察署の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

このほか、避難指示等と同様、関係機関及び市民にその内容を周知し、警戒区域内に市民が立ち入らないようにする。

なお、警戒区域を設定し、または交通規制を行うときは、あらかじめ香芝警察署と協議する。

警戒区域の設定として、水害、土砂災害、危険物災害に分けて、その基準を定める。

災害種別	警戒区域
水害	葛下川及びその他県管理河川の洪水浸水想定区域
土砂災害	急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流）
危険物災害	爆発物に関しては、約100m以内の区域

■警戒区域の設定権限

種別	設定権者	要件（内容）	根拠法令
災害全般	市長	市民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
	知事	市が全部または大部分の事務を行うことができなくなった時は、市長が実施すべき応急措置の全部または一部を代行する。	災害対策基本法第73条

種別	設定権者	要件(内容)	根拠法令
	警察官	市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法 第63条
	派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長その他職権を行うことができる者がその場にはいない場合に限る。	
火災	消防長 消防署長	ガス、火薬または危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、火災が発生するおそれ著しく大きく、かつ、火災が発生すれば人命または財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき。	消防法 第23条の2
	警察署長	消防長若しくは消防署長またはその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、または消防長若しくは消防署長から要求があったとき。	
水災を除く災害	消防職員 消防団員	水災を除く災害現場	消防法 第28条 第36条
	警察官	消防職員または消防団員が現場にいないとき、または消防職員または消防団員の要求があったとき。	
洪水	消防団長 消防団員 または 消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある現場	水防法 第21条
	警察官	現場に消防団長、消防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。	

7. 広域避難

市は、災害の予測規模や避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

また、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、他の都道府県内の市町村と直接協議を行う。

なお、市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第6節 要配慮者の支援

実施担当	救援班
計画方針	・高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を重点に継続した福祉サービスを行う。

1. 要配慮者の被災状況の把握

救援部救援班は、要配慮者の安否確認並びに被災状況及び被災した要配慮者の福祉ニーズの把握に努める。

(1) 要配慮者等の安否確認及び被災状況の把握

- ア. 自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア等の協力を得て、速やかに住宅に残された要配慮者の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。
また、保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見、保護に努める。
- イ. 社会福祉施設の施設設備、職員、入所者等の被災状況の把握に努める。

(2) 福祉ニーズの把握

被災した要配慮者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、福祉ニーズの把握に努める。

2. 被災した要配慮者への支援活動

救援部救援班は、被災した要配慮者（事業所が被災し福祉サービスを受けることができなくなった要配慮者を含む。）に対し、在宅福祉サービスの継続的提供や情報提供の支援活動に努める。

(1) 在宅福祉サービスの継続的提供

- ア. 被災した要配慮者に対し、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅において補装具や日常生活具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。
- イ. 被災した園児・児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するために、心のケア対策に努める。

(2) 要配慮者の施設への緊急入所

社会福祉施設入居者が安心して生活を送れるよう必要な支援を行うとともに、居宅や指定

避難所等では生活ができない要配慮者については、本人の意思を尊重したうえで、社会福祉施設への緊急一時入所の措置を迅速かつ的確に実施する。

(3) 情報の提供、相談窓口の設置

関係団体やボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する居宅、指定避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

また、要配慮者からの相談窓口の設置を行う。

(4) 指定福祉避難所

要配慮者の避難状況に応じて指定福祉避難所も開設し、指定一般避難所での生活が困難な高齢者、障がい者を受け入れる。

(5) 食料や生活用品等の確保

乳幼児・高齢者等で、そしゃく・えん下が不自由なため特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食料の確保に努める。

また、高齢者等の誤えん性肺炎の予防のため、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品を供給するように努める。

3. 被災した外国人への支援活動

(1) 情報の提供

ア. 被災した外国人に対し、被害の状況、避難指示等の避難情報、医療救護情報、食糧や飲料水、生活必需品等の供給情報の提供に努める。

イ. 情報提供の手段として、広報紙・掲示板等における外国語による情報提供、放送局との連携による外国語放送、通訳ボランティアによる情報提供等に努める。

ウ. 観光施設の運営者等は、防災に関する外国語会話集やコミュニケーションカード、多言語のアナウンス、災害時多言語情報作成ツールの活用、さらに、通信が可能な場合はスマートフォン用アプリ「Safety tips」^{*}の活用を図る。

※ (財)自治体国際化協会が作成・提供しているツールで、多言語対応した掲示、携帯メール・サイト、音声メディアの作成を支援する。

(2) 支援サービス

ボランティアの協力を得て、外国人に対する相談窓口を指定避難所に設置するよう努める。救援部救援班は、旅行会社等と外国人旅行者の被災情報を交換し、指定避難所等に滞在する外国人旅行者の安否確認を行う。

また、必要に応じて、一時滞在施設を確保する。

第7節 指定避難所の開設・運営

実施担当	避難所班、本部班
計画方針	・災害による家屋の滅失、損壊により避難を必要とする市民を臨時に收容することのできる指定避難所を選定し、開設する。

1. 指定避難所の開設

(1) 指定避難所の開設

ア. 本部長は、災害が発生しまたは発生するおそれのある場合に、災害の種類、被害状況等を特に考慮し、適切な指定避難所を選定・開設する。

指定避難所を開設する時は、速やかに避難所施設の管理者に連絡し、指定避難所の安全性を確認した上で開設する。

また、指定避難所の開設状況等をホームページやSNS等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

イ. 本部長は、速やかに避難部避難所班を派遣し、指定避難所を開設する。

ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、消防団員やあらかじめ要請した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。

ウ. 指定避難所を開設した場合、総合調整部本部班は、直ちに次の事項を知事及び香芝警察署長に報告する。(閉鎖したときも同様に報告する)

(ア) 開設の日時、場所

(イ) 箇所数及び收容人員

(ウ) 開設期間の見込み

(エ) 避難対象地区名

エ. 指定避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、收容期間の延長の必要がある時は、期間を延長することができる。

オ. 指定避難所の收容能力を超える避難者が生じた場合は、指定避難所以外の施設でも、安全性を確認した上で、施設管理者の同意を得て開設する。

なお、それでも不足する時は、県等への要請などにより、必要な施設の確保を図る。

(2) 指定避難所の收容対象者

ア. 住居が全壊、全焼、大規模半壊、半壊、半焼等の被害を受け、居住の場所を失った者

イ. 自己の住家には直接被害はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

ウ. 災害により、現に被害を受けるおそれがある者

エ. 避難指示は発せられないが、緊急に避難することが必要である者
オ. その他避難が必要と認められる者

2. 指定避難所の管理・運営

(1) 管理責任者

指定避難所の管理責任者は、原則として避難所派遣職員とする。

ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、当該施設の管理者、自治会、自主防災組織等の中から指名した者を管理責任者とすることができる。

(2) 自主運営

避難部避難所班は、自治会、自主防災組織等を中心とした地域住民組織の自主的な活動によって指定避難所の運営が行われるよう支援する。

なお、避難者主体の自治組織を設置するにあたっては、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れるものとし、安全、衛生、栄養、育児、介護などの課題やニーズを把握し改善できる体制を確立する。

また、人手不足や長期化等により、避難者による運営が難しい場合は、県（防災統括室）に連絡する。

(3) ボランティアの役割

避難部避難所班は、必要に応じてボランティアに対して協力を求める。

(4) 指定避難所の管理・運営

指定避難所の管理・運営については、香芝市避難所運営マニュアルに基づき、以下に留意するとともに、誰もが健康を維持することができる環境であるよう努めるものとする。

また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

ア. 避難者の把握

管理責任者は、避難者名簿（帰宅困難者、屋外避難者を含む。）を作成し、避難者の実態を把握するとともに、避難部避難所班を通じて情報収集部情報収集整理班に報告する。

イ. 食糧、生活必需品等の請求、受取、配布

管理責任者は、指定避難所全体で集約された食糧、生活必需品、その他物資の必要数について、避難部避難所班を通じて市民部市民班及び救援部救援班に報告し、調達を要請する。

特に、避難所における食物アレルギーを有する者の把握やアセスメント（対応について

判断すること)の実施、ハラール認証(イスラム教が規定する要件を満たした食品であることを証明する認証)に配慮した食料の確保等に努める。

ウ. 情報等の提供

避難者の不安感の解消と指定避難所内の秩序維持のため、生活情報、応急対策の実施状況・予定等の情報、避難者心得等を提供する。

その際、口頭での説明のほか、情報伝達に障害のある避難者に配慮し、掲示板の設置、チラシの配布等の方法も用いる。

エ. 生活環境への配慮

管理責任者は、避難所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー保護、テレビ等の生活機器の確保、入浴支援の実施等、生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

また、感染症の対策についても留意するよう努める。

オ. 女性や要配慮者への配慮

指定避難所の生活においては、要配慮者の介護及び性別や子どもに配慮したスペース(更衣室、洋式トイレ、洗濯干し場、授乳室、交流(遊び)スペース等)、食物アレルギーのある者に配慮した食料や生活用品を確保する。

また、避難者や指定避難所に係わる運営スタッフ等の心身のケアのために医師や看護師による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、指定避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講ずる。

このほか、以下の事項に配慮する。

(ア) 管理責任者は、指定避難所を開設した場合、地域住民組織やボランティア等の協力を得て、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。

(イ) 管理責任者は、調査の結果に基づき、これらの者が指定福祉避難所、社会福祉施設、病院等へ入所できるよう避難部避難所班を通じて救援部救援班と協議する。

また、それら施設等への入居が困難な場合は、指定避難所でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。

(ウ) スロープが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設のスロープを設置する。

(エ) 女性や要配慮者に配慮したトイレが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設トイレの設置・増設等の対応策について避難部避難所班と協議する。

(オ) 女性用物資の保管管理や女性スタッフによる配布体制の確保に努めるほか、性的少数者が周囲に人がいる状況で受け取りにくい物資は、個別に受け取ることができるよう配慮する。

(カ) 男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布など女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営を行う。

(キ) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用

できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載する等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下に、相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(ク)外国人の避難時にあっては、主要な外国語による情報掲示、語学ボランティアの確保のほか、生活習慣、文化や宗教上の違い(食べ物への配慮等を含む)等にも配慮する。

カ. 指定避難所における新型インフルエンザ等感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

キ. 情報収集部への報告

管理責任者は、次の事項が発生したときには、直ちに避難部避難所班を通じて情報収集部情報収集整理班に報告する。

(ア)被災者の収容を開始したとき。

(イ)収容者の全部が退出または転出したとき。

(ウ)収容者が死亡したとき。

(エ)指定避難所に流行病等が発生したとき。

(オ)その他報告を必要とする事項が発生したとき。

(5) 他の指定避難所への収容

ア. 管理責任者は、災害により多数の被災者が発生し、当該指定避難所では収容できない場合、本部長の指示のもと、避難者を他の地区の指定避難所に収容する。

イ. 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、市及び市以外が所有する施設、ホテル・旅館等の民間施設の活用も含め、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、避難行動要支援者については、被災地域外の地域にある施設を含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉に配慮した避難所として開設できるよう努める。

ウ. 被災者が自発的に避難している施設等も避難所として位置づけることができることから、追加開設を行った避難所についても、誰もが健康を維持することができる環境を確保するよう努める。

エ. 被災地域が広域にわたり、市域内に予定していた指定避難所では被災者の収容ができない場合、本部長は、県を通じて他の市町村への避難を要請する。

オ. 他の指定避難所に避難者を輸送する場合は、その距離を考慮したうえで、輸送手段を判断する。

また、避難者の生命、身体保護のため、輸送を必要とする場合は、総務部総務班を通じて、市保有の車両または借り上げ車両により輸送を行う。

(6) 在宅被災者等への支援

避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者(食事のみ受取りに来る被災者を

含む)等に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。

そのため、市は、在宅被災者等の避難者名簿への登録などにより、在宅被災者等の早期把握に努める。

(7) 車中泊者への対応

避難所ではなく車中泊により避難している被災者等に対しても、次に掲げる事項について配慮する。

- ア. 避難所周辺で車中泊をしている避難者に対する健康管理対策(エコノミークラス症候群防止のための体操の奨励、弾性ストッキングの配付など)
- イ. 車中泊者に対する食事配給時間などの情報提供及び配給食料数の把握等(車中泊者等の避難者名簿への登録)
- ウ. 車中泊が長期にならないための屋内避難所への入所等の勧奨
- エ. 可能であれば屋根付き民間駐車場を確保し提供

3. 指定避難所の閉鎖

- ア. 本部長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認める時は、指定避難所の閉鎖を決定し、管理責任者に必要な指示を与える。
- イ. 管理責任者は、本部長の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な処置をとる。
- ウ. 本部長は、避難者のうち住居の倒壊等により帰宅困難な者がある場合については、指定避難所を縮小して存続させる等の処置をとる。

4. 広域一時滞在

災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議する。

また、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

第8節 救助・救急活動

実施担当	消防部、警察
計画方針	・災害のため生命、身体に危険が及んでいる者あるいは生死不明の状態にある者を救出し、または捜索してその者を保護するため、救助・救急活動を行う。

1. 実施機関

救援部救援班及び消防部が、香芝警察署と協力して実施する。

これらのみでは対応できない場合は、隣接する警察署、市町村、県に応援を要請し、特に大規模災害に際して必要と思われる時は、県に対し自衛隊の派遣を依頼する。

2. 救助の対象

- ア. 倒壊家屋等の下敷きになった者
- イ. 危険な場所や孤立した場所等に取り残された者
- ウ. 崖崩れ、山崩れ、地すべり等の土砂災害に遭遇した者
- エ. 列車、自動車、航空機等の事故により、危険な状態にある者
- オ. ガス、危険物、薬品の爆発、流出、漏洩等の事故により、危険な状態にある者
- カ. その他、救出、救助を必要とする者

3. 救助の方法

- ア. 消防部は、救助に必要な車両・特殊機材・救助用資機材等を準備または調達し、迅速に救助（救出）を実施する。
- イ. 延焼火災及び救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を実施する等、救命効果の高い活動を実施する。
- ウ. 救助活動を行う場合は、必要に応じ災害現場に現地本部を設置し、地域住民、自主防災組織、関係機関とも連携し、救助（救出）を行う。
また、救助資機材等を備蓄し、自主防災組織、ボランティア等に配付、貸与し、初動時における円滑な救助（救出）の実施を図る。

4. 救助・救急活動

- ア. 初動期における負傷者の搬送は、現場で判断し、適宜実施する。
- イ. 救助・救急活動は、救命措置を必要とする重症者を最優先とする。

ウ. 傷病者等に対する応急手当の実施及び傷病程度に応じた収容先、搬送先等を判断するとともに、応急救護を実施する。

5. 行方不明者の搜索

消防部は、関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ的確に行方不明者の搜索を実施する。

ア. 災害の規模等を勘案して、警察と密接な連携のもと、地域住民の協力を得て行方不明者の搜索を実施する。

また、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。

イ. 行方不明者の搜索期間は、災害発生の日から10日以内とする。

ただし、10日間を経過してもなお搜索を要する場合には、本部長の指示によって継続して実施する。

ウ. 行方不明者搜索中に遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続をとる。

6. 相互応援

市単独では、十分に救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、または資機材が必要な場合は、県、他市町村等に応援を要請する。

第9節 医療救護活動

実施担当	救援班、消防部、本部班
計画方針	・災害時において、緊急医療及び助産の必要な被災者のうち、混乱等のため医療及び助産の途を失った者に対する医療援助について以下のとおり実施する。

1. 医療情報の収集活動

救援部救援班は消防部と協力して、医療関係機関と密接な連携のもと、医療施設の被害状況及び空床状況、市内の薬局等の被災状況等の災害医療情報の迅速かつ的確な把握に努める。

また、地域の医療機関の被災状況及び診療継続状況を把握し、県保健所と情報共有を図るとともに、保健ニーズの把握に努め、県と協力し避難住民等への保健医療活動を行う。

なお、市民が常備薬等を入手できなくなる可能性もあることから、市内で診療可能な医療機関の情報や薬局等における医薬品等の保有状況については、必要に応じて市民等に広報するよう努める。

2. 現地医療対策

被災市民に対し現地医療活動を実施するため、必要に応じて医療救護所を設置するとともに、医療救護班を組織・派遣するなど現地医療を確保する。

なお、市の対応能力のみでは不足する場合は、県保健医療調整本部に保健医療活動チームの派遣を要請する。

(1) 現地医療の確保

ア. 医療救護所の設置

救援部救援班は、必要に応じて医療救護所を設置し、運営する。

なお、医療救護所を設置した場合は、その旨の標識を設置するとともに、総合調整部本部班を通じて関係機関に報告を行う。

(ア) 設置基準

- ・市内医療機関が被災し、その機能が低下または停止したために、市内医療機関だけでは対応できない場合
- ・傷病者が多数で、市内医療機関だけでは対応できない場合
- ・被災地域と医療機関との位置関係、または傷病者数と搬送能力との関係から、被災地域から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地域での対応が必要な場合

(イ) 設置場所

医療救護所の設置場所は、あらかじめ選定した予定場所の中から、衛生状態、安全性を確認のうえ、被害状況に応じて決定する。

設置予定場所：保健センター、香芝西中学校、香芝中学校、香芝東中学校、香芝北中学校

イ. 医療救護所の運営

次の事項に留意のうえ、医療救護所を運営する。

- (ア) 医療品、医療用資機材の補給
- (イ) 医療用水の確保
- (ウ) 交代要員の確保
- (エ) 食糧、飲料水の確保
- (オ) 携帯電話等通信手段の確保
- (カ) その他医療救護活動に必要な事項

(2) 医療救護班の編成・派遣

救援部救援班は、医療救護所を設置した場合、医療救護班を編成し、派遣する。

ア. 医療救護班の編成及び構成

医療救護班は、医師2名、保健師または看護師2名、補助員2名の計6名を標準として1班を構成し、災害の規模等の状況に応じて班数を設定する。

また、歯科医療救護班として、歯科医師1名、歯科衛生士2名、補助員1名の計4名を標準として1班を構成する。

イ. 派遣要請

医療救護班が不足する場合は、県及び日本赤十字社奈良県支部に医療救護班の派遣を要請する。

なお、県は、必要に応じて医療機関に対し人的・物的支援を行うほか、保健医療活動チーム(DMAT(災害派遣医療チーム)、DPAT(災害派遣精神医療チーム)、医療救護班(県内医療関係団体、県内医療関係団体の属する全国組織及びその他の医療関係団体が派遣する医療救護活動を行うチームをいう。以下同じ。)、保健師等支援チーム、災害支援ナース、DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)等で、保健医療活動を行うチームをいう。以下同じ。)の派遣調整、国、近隣府県をはじめとする他公共団体及び日本赤十字社等に対する保健医療活動チームの派遣要請、並びに関連法令等に基づく所要の指揮調整など、県内の保健医療活動の実施及び調整を行う。

(3) 医療救護班の受入れ、調整

救援部救援班は、医療救護班の受入窓口を設置するとともに、医療救護所への配置調整を行う。

3. 後方医療活動

市内及び周辺市町村の病院及び医院は、被災地内の医療機関や医療救護所では対応できない重症患者や、特殊な医療を要する患者等に対する医療を実施する。

また、これらの後方医療施設への患者の搬送については特に緊急を要するため、輸送手段を優先的に確保する等特段の配慮を行う。

4. 医薬品等の確保供給活動

救援部救援班は、地域の各種医療機関や薬局の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の調達、供給活動を実施する。

また、不足が生じた場合は、県に対して供給の要請を行う。

5. 個別疾病対策

市は、医療機関等を通じて施設の被災状況・稼働状況及び患者等の状況把握を行い、県との情報共有に努める。

また、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、医療機関及び各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

さらに、必要に応じ、県へ応援要請を行うとともに、医療機関及び他府県市等と連携し、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援に努める。

6. 避難所での保健活動

避難所における保健活動については、以下の事項に留意する。

- ア. 避難所の保健活動は、環境面・運営面・住民支援・情報管理等の分類で行う。
- イ. 避難所でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防と対策を行う。
- ウ. 避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要配慮者の避難状況等を迅速に情報収集し、被災地域を管轄する県保健所に設置された地域保健医療調整本部を通じて県保健医療調整本部に報告する。

第10節 二次災害の防止

実施担当	調査復旧班、総務班、避難所班、施設管理者
計画方針	・洪水、土砂災害等による公共土木施設や公共建築物等の被害拡大の防止対策を講じる状況を速やかに把握するとともに、応急処置を実施する。

1. 二次的な土砂災害の防止

建設部調査復旧班は、本震後の地震活動あるいは降雨等による二次的な土砂災害を防止するために、総合調整部本部班を通じて、県に対し斜面判定士の出動要請を行う。

斜面判定士は、土砂災害のおそれのある箇所や被災施設に対する点検を行い、その結果危険性が高いとされた箇所については、関係機関や地域住民に周知を図り適切な応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに避難対策を実施する。

2. 公共土木施設等

建設部調査復旧班は、二次災害を防止するため、公共土木施設や危険箇所の被害状況等を早急に把握し、必要に応じて応急措置を講じる。

また、大規模な復旧工事に必要となる作業ヤードや進入路の確保については、水利組合など地元へ協力を依頼し、所有者との協議により用地を確保する。

なお、応急対策の実施の際は、以下に留意する。

- ア. 職員を現場へ向かわせる際の安全対策の徹底
- イ. 複数人での対応
- ウ. 専門知識者の確保
- エ. 関係団体(奈良県土地改良事業団体連合会など)への協力要請
- オ. ブルーシートや土嚢袋等応急的な対処に必要な資材の確保

(1) 道路、橋りょう

ア. 被害状況の把握

道路や橋りょうの被害状況、障害物等の状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

イ. 他の道路管理者への通報

市管理道路以外の道路が損壊等によって通行に支障を来している場合は、総合調整部本部班を通じて当該道路管理者に通報し、応急措置の実施を要請する。

ただし、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急措置を待ついとまのない場合

は、必要最小限の範囲で応急措置を講じるとともに、当該道路管理者にその旨を報告する。

ウ. 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び市民に周知するとともに、必要に応じて適切な避難対策及び危険箇所への立入制限を実施する。

エ. 応急措置

被害を受けた市管理道路について、優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧措置を講じる。

また、市単独での応急復旧が困難な場合は、総合調整部本部班を通じて国土交通省または県に対し応援を要請する。

(2) 河川、水路、ため池

ア. 被害状況の把握

護岸の被害状況、水路の橋脚・工事箇所の仮設物等に係る浮遊物等の障害物の除去、ため池の被害状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

イ. 河川管理者、ため池管理者への通報

市の所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、総合調整部本部班を通じて当該施設管理者に通報し、応急措置の実施を要請する。

ウ. 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び市民に周知するとともに、必要に応じて適切な避難対策及び危険箇所への立入制限を実施する。

エ. 応急措置

障害物の除去、応急排水、被害を受けた堤防、護岸、水門等の仮復旧措置を速やかに実施するとともに、市の所管施設以外の応急措置に協力する。

また、市単独での応急復旧が困難な場合は、総合調整部本部班を通じて県に対し応援を要請する。

なお、応急措置完了後は、二次災害を防止するために、決壊すると被害が大きい河川の築堤部分や道路と効用を兼ねる堤防などの重要構造物、山地部の土砂や流木等の河道閉塞について巡視を行い、必要に応じて応急工事を迅速かつ適正に行う。

3. 公共建築物等

総務部総務班及び避難部避難所班は、洪水や土砂災害等による公共建築物等の被害状況を把握し、必要に応じて応急措置を実施する。

(1) 被害状況の把握

公共建築物等の浸水や土砂の堆積等の被害状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

(2) 他の公共建築物等管理者への通報

市の所管以外の公共建築物等に被害が生じている場合は、総合調整部本部班を通じて当該施設管理者に通報し、応急措置の実施を要請する。

(3) 避難及び立入制限

公共建築物等に著しい被害が生じ、付近に危険を及ぼす場合は、速やかに関係機関及び市民に周知するとともに、必要に応じて適切な避難対策及び危険区域への立入制限を実施する。

(4) 応急措置

被害を受けた市所管の公共建築物等について、防災関連業務に必要な施設等、優先順位の高いものから応急措置を実施する。

ア. 応急措置が可能なもの

- (ア) 危険箇所があれば緊急に保安措置を講じる。
- (イ) 機能確保のため、必要限度内の復旧措置を講じる。
- (ウ) 電気・ガス・通信等の応急措置及び補修が必要な場合は、総合調整部本部班を通じて関係機関と連絡をとり、応急措置及び補修を実施する。
- (エ) 防災関連業務に必要な建物で、市単独での応急復旧が困難な場合は、総合調整部本部班を通じて県に対して応援を要請する。

イ. 応急措置が可能なもの

- (ア) 二次災害防止措置を重点的に講じる。
- (イ) 防災関連業務に必要な建物で、機能確保のため必要がある場合は、仮設建築物の手配を行う。

第11節 緊急輸送活動

実施担当	調査復旧班、本部班、総務班、道路管理者
計画方針	・災害時の消火・救助・救急、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

1. 緊急輸送道路の決定と確保

(1) 道路施設の調査・点検

建設部調査復旧班は、道路管理者等と連携して、あらかじめ選定した市指定の緊急輸送道路の中から使用可能な道路を把握するため、被害状況調査に必要な機材・人員を確保し、当該道路施設の被害状況及び安全性の点検を行う。

(2) 県への点検結果の報告等

総合調整部本部班は、道路施設の点検結果を県及び警察に報告するとともに、市域に流入するその他の道路について、県から情報を収集する。

(3) 緊急輸送道路の決定

建設部調査復旧班は、県、警察、道路管理者と協議のうえ、道路施設の点検結果を踏まえ、被災地の状況、緊急輸送活動等の状況に基づき、確保すべき緊急輸送道路を決定する。

(4) 緊急輸送道路の道路啓開

建設部調査復旧班は、市指定の緊急輸送道路を確保するため、道路啓開に必要な人材、資機材等を民間業者等の協力を得て調達し、市管理道路の啓開作業を行う。

また、他の道路管理者等が行う道路啓開作業に協力するとともに、必要に応じて啓開作業を行う。

2. 輸送手段の確保

総務部総務班は、避難者及び災害応急対策の実施に必要な人材や資機材等を輸送するため、市の所有する車両を活用するほか、運送業者等の車両を調達し、緊急物資や災害復旧資機材等の緊急輸送体制を確保する。

(1) 車両の確保

総務部総務班は、市が所有するすべての車両の集中管理を行い、車両が不足する場合は、運送業者等に協力を依頼する。

市内で車両の確保が困難な場合は、次の事項を明示して他市町村または県に斡旋を要請する。

- ア. 輸送区間及び借上期間
- イ. 輸送人員または輸送量
- ウ. 車両等の種類及び台数
- エ. 集結場所及び日時
- オ. 車両用燃料の給油場所及び給油予定量
- カ. その他必要事項

(2) 配車計画

ア. 輸送の優先順位

輸送は、次の項目について行うが、車両の配車、運用に当たっての基本的な優先順位は、おおむね以下の順とする。

- (ア) 負傷病者、要配慮者等の被災者の輸送
- (イ) 被災者の避難のための人員の輸送
- (ウ) 医療救護のための人員及び資機材の輸送
- (エ) 被災者救出のための人員及び資機材の輸送
- (オ) 公共施設の応急復旧のための人員及び資機材の輸送
- (カ) 飲料水の供給のための物資の輸送
- (キ) 緊急物資の輸送
- (ク) その他災害対策に必要な人員及び物資の輸送

イ. 配車手続等

- (ア) 総務部総務班は、各部各班で所有する車両及び運送業者等から調達した車両について、総合的に調整し、配分する。
- (イ) 車両の運行に必要な人員は、原則として各班の要員をもってあてる。
- (ウ) 防災関係機関から要請があった時は、待機車両の活用等により可能な限り協力する。

(3) 緊急通行車両の確認

ア. 事前届出済みの車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに緊急通行車両の確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

イ. 災害発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、総務部総務班が運送業者等

から調達した車両については、直ちに自動車検査証等の必要書類を警察に持参し、緊急通行車両としての申請を行う。

ウ. 緊急通行車両標章は、車両前面の見やすい位置に掲示し、緊急通行車両確認証明書は車両に備え付ける。

(4) 車両以外の輸送手段

道路、橋りょうの損壊等により輸送できない場合若しくは著しく緊急性を要する場合には、鉄道や航空機等による輸送計画を作成し、被災地域の状況に応じた輸送体制を確保する。

第12節 交通規制

実施担当	調査復旧班、本部班、情報収集整理班、道路管理者、警察
計画方針	・県公安委員会、警察との連携のもと、交通の混乱を最小限にとどめ、被災者の安全な避難と緊急車両等の通行を確保するため、交通規制を実施する。

1. 交通規制の実施責任者

災害によって、交通施設、道路等に危険な状況が予想され、または発見したとき、若しくは通報によって認知した場合は、次の区分により区間を定めて道路の通行を禁止し、または規制を行うが、道路管理者及び警察は、密接な連携のもとに適切な措置を講じる。

■交通規制の実施責任者及び範囲

区分	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知事 市長	1. 道路の破損、決壊その他の事由によって、危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合	道路法 第46条第1項
警察	公安委員会	災害が発生し、または発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認められる場合	災害対策基本法 第76条
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため、必要があると認められる場合	道路交通法 第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項に基づき、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短い場合	道路交通法 第5条第1項
	警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項
道路の破損、火災の発生、その他の事情によって、道路において交通の危険が生じ、またはそのおそれがある場合		道路交通法 第6条第4項	

2. 道路管理者による交通規制

建設部調査復旧班は、市が管理する道路について、道路の損壊、欠壊等によって交通が危険であると認められる場合、または災害道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、警察と協議し、道路法に基づく通行の禁止または制限を実施する。

3. 県公安委員会、県警察による交通規制

災害応急対策活動を実施するため必要があると認める時は、指定緊急避難場所・指定避難所の状況、道路の被害程度等を考慮して決定した緊急輸送道路について、緊急自動車以外の車両の通行禁止・制限等の交通規制を行う。

4. 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることによって災害応急対策の実施に障害が生じるおそれがあると認める場合は、災害対策基本法第76条の3に基づき、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するために必要な措置を命じる。

また、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、災害対策基本法第76条の3に基づき、警察官がその場にはいない場合に限り、自らの緊急通行車両の通行のため、同様の措置を講じる。

5. 相互連絡

総合調整部本部班は、道路管理者、県公安委員会、県警察と被災地域の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行、制限の対象、区間、理由等を相互に協議する。

6. 交通規制の標識等の設置

建設部調査復旧班は、車両の通行を禁止し、または制限する措置を講じた場合は、緊急かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、車両の通行の禁止または制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

7. 広報

情報収集部情報収集整理班は、道路における車両の通行禁止等の交通規制の措置を講じた場合には、前記措置のほか、警察、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者等、緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、その状況を連絡するとともに、市民に対しても、規制内容、迂回路について広報する。

第13節 災害救助法の適用

実施担当	本部班
計画方針	・一定規模以上の災害に際しての救助活動については、災害救助法の適用を申請し、法に基づいて実施する。

1. 救助の実施

災害救助法に基づく救助活動は、知事が実施し、市長がこれを補助する。

ただし、災害の事態が急迫し、知事による救助活動の実施や県の通知等を待つことができない場合、市長は災害救助法に定める救助活動を実施するとともに、事後速やかに知事に報告し、指示を受ける。

また、知事の職権の一部を委任された場合は、委任された救助事項については、市長が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

■災害救助法における救助の種類及び実施機関

救助の種類	実施機関
1 避難所の設置 2 応急仮設住宅の供与 3 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 4 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与 5 医療及び助産 6 被災者の救出 7 被災した住宅の応急修理 8 生業に必要な資金の貸与 9 学用品の給与 10 埋葬 11 遺体の搜索及び処理 12 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(障害物)の除去	知事 及び 市長

2. 適用基準

災害救助法の適用基準は、当該市町村の区域及び当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の人口規模と、住家に被害を受けた世帯の数及びその程度に応じて定められており、本市においては以下の基準で適用を受ける。

- ア. 市域内の住家滅失世帯が80世帯以上に達するとき。
- イ. 県下の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、市域内の住家滅失世帯数が40世帯以上に達するとき。
- ウ. 県下の住家滅失世帯数が7,000世帯以上である場合であって、市域内の住家滅失世帯数が多数であるとき。
- エ. 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家の滅失があるとき。
- オ. 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。

3. 住家滅失世帯数の算定基準

- ア. 全壊(焼)世帯は1世帯とする。
- イ. 半壊または半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1世帯とする。
- ウ. 床上浸水、土砂の堆積等で一時的な生活困難世帯は3世帯をもって1世帯とする。

4. 適用手続

- ア. 市長は、災害が発生し市民等に被害が生じている場合は、迅速かつ正確に被害状況を調査把握し、速やかに知事に報告するとともに、法適用について協議または適用申請を行う。
- イ. 報告は、おおむね次に定める程度の災害を全て報告する。
 - (ア) 市における災害の程度が適用基準のいずれかに該当するもの
 - (イ) その後被害が拡大するおそれがあり、同法の適用基準に該当する見込みがあるもの
 - (ウ) 被害が2市町村以上にわたる広域的で大規模なもの
 - (エ) 災害の状況及び社会的影響等から報告の必要があると認められるもの
 - (オ) その他特に報告の指示があったもの
- ウ. 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待ついとまがない時は、災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の措置について知事の指揮を受けなければならない。

5. 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」(資料編 資料3-7)に示すとおりであるが、救助の期間については災害の規模、被害の程度等、災害の状況により応急救助に必要な範囲内において内閣総理大臣の承認を得て延長することがある。

6. 費用

災害救助法第33条により、救助に要する費用は県が支弁する。
ただし、同法第36条により国庫は一定の割合で県が支弁した救助費の一部を負担する。

7. 県の小災害に対する救助内規

市域で、「災害救助法」の適用基準に達しないが、県の「小災害に対する救助内規」における小災害の範囲に達する場合、同内規に基づき知事が応急救助を実施する。

この応急救助に対応して各部各班は、別に定めた所掌事務により被災者に応急救助を実施する。

8. 日本赤十字社による救助

日本赤十字社奈良県支部は内規に基づき、下記の救助を行う。

(1) 全・半壊及び全・半焼、流失の場合

毛布	1人に対して1枚(11月～翌3月は2枚)
日用品セット	1世帯に対して1個(内容は4人分)
バスタオル	1人に対して1枚
布団	1人に対して1組

(2) 床上浸水または指定避難所等に避難の場合

毛布	1人に対して1枚(11月～翌3月は2枚)
緊急セット	1世帯に対して1個(内容は4人分)

(3) 死亡者の遺族

見舞金	1人に対して20,000円 ただし、災害救助法が適用された場合、バスタオル、布団及び弔慰金を除く。
-----	--

第14節 支援・受援体制の整備

実施担当	本部班、要員班、関係各部各班
計画方針	・県内において災害が発生し、県及び被災市町村では応急対応または、応援措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、都道府県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう整備する。

1. 支援体制の整備（市外で災害が発生した場合）

(1) 被災地への人的支援

総合調整部本部班及び情報収集部要員班は連携して、災害時における応援協定、全国市長会からの要請等に基づいて、被災地に迅速に職員を派遣する。

なお、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

(2) 避難者の受け入れ対応

関係各部各班は、社会福祉法人、NPO団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、被災者のニーズをきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続など、生活全般について思いやりを持って対応する。

また、県と連携して、避難してきた被災者に関する情報を把握し、被災自治体と被災者情報を共有する。

2. 受援体制の整備（市内で災害が発生した場合）

(1) 県内市町村の相互協力

市内で災害が発生し、本市だけでは十分な応急対策を実施することができない場合には、市町村相互応援協定に基づき、県内市町村による応援・協力が実施されることから、市は受入体制を整備し、連携して応急対策を実施する。

(2) 関係機関への応援要請

総合調整部本部班は、災害の規模が大きく対応できない場合は、県を通じて、関係機関への応援要請を行う。

ア. 自衛隊

第4編 風水害等応急対策計画

第3章 災害発生時等の活動 第14節 支援・受援体制の整備

イ. 緊急消防援助隊

ウ. 日本赤十字社

※第4編第3章第3節、第4節及び第9節を参照

第4章 応急復旧期の活動

項目	実施担当
第1節 緊急物資の供給	上水道班、市民班、救援班、避難所班、情報収集整理班
第2節 防疫・保健衛生活動	救援班、本部班
第3節 ライフラインの確保	上水道班、下水道班、本部班、情報収集整理班
第4節 交通の機能確保	調査復旧班、施設管理者
第5節 建築物・住宅応急対策	調査復旧班、総務班
第6節 農林関係応急対策	調査復旧班
第7節 応急教育等	避難所班
第8節 文化財災害応急対策	避難所班、施設所有者・管理者
第9節 廃棄物の処理等	環境班、本部班
第10節 遺体の収容・処理・埋火葬等	環境班、本部班
第11節 ボランティア等の自発的支援の受入れ	救援班、本部班、総務班、要員班
第12節 社会秩序の維持	情報収集整理班、本部班
第13節 愛がん動物の収容対策	環境班
第14節 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定	本部班

第1節 緊急物資の供給

実施担当	上水道班、市民班、救援班、避難所班、情報収集整理班
------	---------------------------

計画方針	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に際して家屋の滅失、損壊等により飲料水、食糧、生活必需品の確保が困難な地域住民に対して、迅速に必要な物資を供給するよう努める。 ・被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関の備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努める。
------	---

1. 給水活動

(1) 情報の収集

上下水道部上水道班は、災害発生後、早期に次の情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握する。

ア. 配水場等上水道施設の状況を確認し、貯水量の把握を行う。

イ. 給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

(2) 給水の実施

上下水道部上水道班は、把握した情報に基づき応急給水計画を作成し、応急給水を実施する。

ア. 給水対象者

(ア) 災害により上水道施設が被災し、飲料水を得ることができない者

(イ) 飲料水の汚染等により、飲料に適した水を得ることができない者

イ. 目標量

被災者1人当たり1日3リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗に合わせて順次給水量を増加する。

ウ. 給水方法

(ア) 給水拠点における給水

配水場を給水拠点として、給水を実施する。

(イ) 指定避難所、公共施設等への給水

指定避難所や公共施設等に給水タンクを設置して、給水拠点から給水タンク車による運搬給水を行う。

(ウ) 医療機関等への給水

貯水槽等を備えている医療機関等へは、給水拠点から給水タンク車による運搬給水を行う。

(エ) 県営水道の応急給水栓における給水

仮設給水栓を設置して、給水袋、容器等への給水等を行う。

(オ) 耐震性緊急貯水槽における給水

市内7か所に設置している緊急貯水槽を使用して、給水袋、容器等への給水等を行う。

(3) 広報

情報収集部情報収集整理班を通じて、市の広報車や防災行政無線により給水場所や給水時間を市民に広報するとともに、災害時における節水について周知する。

(4) 応援要請

市単独で十分な給水活動を実施することが困難な場合は、総合調整部本部班を通じて県、他の市町村に応援を要請するほか、日本水道協会等に応援を要請する。

県に要請する場合は、次の事項を可能な限り明らかにして行う。

- ア. 給水を必要とする人員
- イ. 給水を必要とする期間及び給水量
- ウ. 給水する場所
- エ. 必要な給水器具・浄水用薬品・水道用資材等の品目別数量
- オ. 給水車両借り上げの場合は、その必要台数
- カ. その他必要な事項

2. 食糧の供給

市民部市民班は、避難者、被災者等に対する食糧を確保し、炊き出しその他の方法によって応急供給を実施するよう努める。

(1) 食糧供給の対象者

- ア. 指定避難所に収容された者
- イ. 在宅避難者
- ウ. 旅行者、市内通過者等で他に食糧を得る手段のない者

(2) 必要量の把握

食糧供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、指定避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

(3) 食糧の確保

食糧供給計画に基づき、市が保有する備蓄食糧や調達によって確保する。

ア. 災害用備蓄物資

市が備蓄する食糧は、想定最大避難者数 22,000 人を基準として整備する。

イ. 調達食糧

協定業者等から調達するとともに、流通状況に応じ、その他の業者からも調達する。

また、市において食糧の調達が困難な場合は、総合調整部本部班を通じて、県や他の市町村等に応援を要請する。

なお、他の市町村や近畿農政局奈良県拠点、日本赤十字社奈良県支部に応援要請を行った場合は、県に報告する。

ウ. 要配慮者への配慮

高齢者や病弱者、障がい者等には、必要に応じて、かゆ等の食べやすい食糧の供給を行うほか、食物アレルギーを有する者の把握やアセスメント(対応について判断すること)の実施に努める。

また、乳幼児には、粉ミルク・液体ミルク(乳アレルギーに対応したものを含む。)の供給を行うほか、食物アレルギー対応食品、介護食品等の要否を確認の上、必要に応じて調達する。

(4) 供給方法

自治会や自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないように迅速に食糧を供給する。

なお、供給に当たっては、供給品目や数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう配慮する。

また、備蓄分や米穀販売業者等からの調達では不足する場合は県に要請を行うが、県との間に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に対して直接に災害救助用米穀等の引き渡しに関する情報を連絡する。この連絡を行った市長は、その旨を知事に連絡すると共に、災害救助用米穀等の引渡要請書により要請を行う。

(5) 炊き出しの実施

避難部避難所班と連携し、必要に応じて炊き出しを実施する。

ア. 炊き出しの方法

(ア) 炊き出しは、自治会や自主防災組織、ボランティア、自衛隊等の協力を得て実施する。

(イ) 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決定する。

(ウ) 他団体等からの炊き出しの申入れについては、調整のうえ受入れる。

イ. 炊き出しの場所

炊き出しは、指定避難所等の適当な場所において実施する。

なお、調理施設がない、または利用できない場所においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

3. 生活必需品の供給

救援部救援班は、被災者に対し、寝具や被服等の生活必需品を迅速かつ的確に供給するよう努める。

(1) 生活必需品供給の対象者

住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者

(2) 供給する生活必需品の内容

被災者の実情に応じて、次に掲げる品目の範囲内において現物供給する。

- ア. 被服、寝具及び身のまわり品
- イ. タオル、石けん等の日用品
- ウ. ほ乳瓶
- エ. 衛生用品
- オ. 炊事道具、食器類
- カ. 光熱用品
- キ. 医薬品等
- ク. 高齢者・障がい者等用の介護機器、補装具、日常生活用品等

(3) 必要量の把握

生活必需品供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、指定避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

(4) 生活必需品の確保

供給計画に基づき、市が保有する備蓄品や調達によって確保する。

ア. 災害用備蓄物資

市は毛布、寝袋、おむつなどの物資を備蓄している。

イ. 調達品

協定業者等から調達するとともに、流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも調達する。

また、市において生活必需品の調達が困難な場合は、総合調整部本部班を通じて、県や他の市町村等に応援を要請する。

なお、他の市町村や日本赤十字社奈良県支部に応援要請を行った場合は、県に報告する。

(5) 供給方法

自治会や自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないように迅速に生活必需品を供給する。

なお、供給に当たっては、供給品目や数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう配慮する。

第2節 防疫・保健衛生活動

実施担当	救援班、本部班
計画方針	・被災地域における感染症・食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分に把握し、必要な措置を講じる。

1. 防疫活動

救援部救援班は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律114号）及び「災害防疫実施要綱」（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づいて、関係機関と緊密な連携をとりながら、防疫活動を実施する。

(1) 消毒

県（中和保健所）の指示により、感染症予防法第27条第2項及び第29条第2項に基づき、感染症の患者がいた場所等の病原体に汚染されまたは汚染された疑いがある場所や、病原体に汚染されまたは汚染された疑いがある飲食物や衣服、寝具その他の物件を消毒する。

(2) そ族（ねずみ族）、昆虫等の駆除

県（中和保健所）の指示により、感染症予防法第28条第2項に基づき、感染症の病原体に汚染されまたは汚染された疑いがあるそ族（ねずみ族）や昆虫等を駆除する。

(3) 生活の用に供される水の使用制限等

県が感染症の病原体に汚染されまたは汚染された疑いがあるとして、生活の用に供される水の使用または供給を制限した場合は、感染症予防法第31条第2項に基づき、当該生活の用に供される水の使用者に対し給水を実施する。

(4) 感染症の予防

感染症を予防するため必要がある場合は、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、県に予防接種の実施を要請するとともに、県から指示があった場合は、臨時に予防接種を行う。

また、被災地域において感染症患者または病原体保有者が発生した場合は、直ちに県（中和保健所）に通報するとともに、県が感染症指定医療機関への入院勧告または入院措置を実施するので、県の指導によりその他の予防措置をとる。

なお、市は、学校施設等を利用して予防接種を行う場合は、管内の教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り実施する。

(5) 指定避難所等の防疫指導

県防疫職員の指導のもとに、指定避難所等における防疫活動を実施し、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行及びそれが困難な場合は、アルコール等での手指消毒の徹底を期す。

(6) 応援要請

市単独で防疫活動を実施することが困難な場合は、総合調整部本部班を通じて県（中和保健所）に協力を要請する。

(7) 災害防疫完了後の措置

災害防疫活動を終了した場合は、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、総合調整部本部班及び中和保健所を経て県に提出する。

2. 被災者の健康維持活動

救援部救援班は県と協力して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

(1) 巡回相談等の実施

- ア. 被災者の健康管理（医師等によるカルテやチェックシートの活用等）や生活環境の整備を行うため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅等において、保健師等による巡回相談、訪問指導、健康教育、健康チェック等を実施する。
- イ. 被災者の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士会や在宅栄養士等の協力を得て、指定避難所や応急仮設住宅、給食施設等において、巡回栄養相談を実施する。
- ウ. 経過観察中の在宅療養者や要配慮者を把握し、適切な指導を行う。

(2) 精神障がい者対策及びメンタルヘルス対策

被災した精神障がい者対策や被災者のメンタルヘルス対策については、中和保健所に情報を提供し、支援を要請する。

第3節 ライフラインの確保

実施担当	上水道班、下水道班、本部班、情報収集整理班
計画方針	・災害により途絶したライフライン施設について速やかに復旧を進める。

1. 上水道施設

(1) 応急措置

上下水道部上水道班は、被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止、または制限を行い、情報収集部情報収集整理班に報告する。

また、必要に応じて、総合調整部本部班を通じて県に通報するとともに、情報収集部情報収集整理班と連携して付近の地域住民に周知する。

なお、水質検査が必要な場合で、奈良広域水質検査センター組合とのアクセスが遮断された場合は、水質検査方法の確立及び人員の確保を図るものとする。

(2) 応急復旧

ア. 応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保する。

イ. 上水道事業業務継続計画（上水道BCP）に基づき、被災状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急復旧を行う。

ウ. 被災状況によっては協定や要請に基づき、総合調整部本部班を通じて、他の水道事業者に応援を要請する。

2. 下水道施設

市民生活のために必要となる機能を優先的に回復させるとともに、被災した下水道施設の機能回復を効率よく、かつ速やかに実施するため、下水道事業業務継続計画（下水道BCP）を踏まえて応急対策を実施する。

(1) 応急措置

上下水道部下水道班は、下水管渠の被害に対しては、汚水の疎通に支障が生じないよう応急措置を講じるとともに、情報収集部情報収集整理班に報告する。

また、必要に応じて、総合調整部本部班を通じて県に通報するとともに、情報収集部情報収集整理班と連携して付近の地域住民に周知する。

(2) 応急復旧

- ア. 応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保する。
- イ. 被災状況、復旧の難易度を勘案して必要度の高いものから復旧を行う。
- ウ. 被災状況等によっては協定や要請に基づき、総合調整部本部班を通じて他の下水道管理者に応援を要請する。

3. その他のライフライン

電力、ガス、電気通信の応急措置及び復旧については、各社の応急復旧計画に基づき行う。市は、情報収集部情報収集整理班が情報（埋設物等の被害情報の共有を含む。）の収集広報を行うとともに、各事業者が復旧作業を効率的に行えるよう協力する。

(1) 電力施設

電力事業者は、各種災害により電力設備被害が発生した場合、あらかじめ定める応急復旧計画に基づき、災害応急体制を組織して、被災した電力施設の早期復旧を図る。

- ア. 情報の収集・報告・集約
- イ. 災害広報の実施
- ウ. 応急対策要員の確保
- エ. 応急復旧資材の確保
- オ. 他電力会社との電力の緊急融通
- カ. 送電停止等の適切な危険予防措置
- キ. 応急工事の実施

(2) ガス施設

ガス事業者は、円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための、利用者によるガス栓閉止等、必要な措置に関する広報の実施等、以下の対策を行う。

- ア. 情報の収集、伝達及び報告
- イ. 応急対策要員の確保
- ウ. 災害広報の実施
- エ. 危険防止対策の実施
- オ. 応急復旧対策の実施

(3) 電気通信施設

電気通信事業者は、災害が発生しまたは発生のおそれのある場合には、災害の規模や状況により災害対策本部等を設置し、災害応急復旧等を効率的に講じられるよう、防災関係機

関と密接な連携を保ち、応急復旧対策・災害復旧対策の活動を速やかに実施する。

ア. 災害対策本部等の設置

イ. 情報の収集・報告

ウ. 被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

エ. 防護措置

オ. 災害状況等に関する広報活動体制

カ. 応急復旧対策の実施

キ. 通信疎通に対する応急措置

ク. 通信の優先利用・利用制限

ケ. 災害用伝言ダイヤル等の提供

第4節 交通の機能確保

実施担当	調査復旧班、施設管理者
計画方針	・災害が発生したときには、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講じるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持、回復に努める。

1. 障害物の除去

鉄道及び道路管理者は、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって処理する。

なお、道路の障害物等の除去については、道路法第42条の規定により行うが、除去の実施に際しては関係機関に立会を求めるか、または撤去前後の写真を撮る等の対応を行う。

また、放置車両等については、以下の措置を実施する。

ア. 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

運転者がいない場合等においては、道路管理者が車両の移動等を行う。

イ. 道路管理者は、アの措置のため、やむを得ない事由がある時は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。

ウ. 市は、知事からの指示等があった場合は、速やかにアの措置を実施する。

2. 各施設管理者における復旧

(1) 鉄道施設

各鉄道施設管理者は、被災した鉄道施設について、鉄道機能の維持・回復を図るため、優先順位の高い施設から応急復旧を行う。

ア. 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急度、復旧の難易度等を考慮して、段階的な応急復旧を行う。

イ. 被害状況によっては、他の鉄道管理者からの応援を受ける。

ウ. 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報する。

(2) 道路施設

建設部調査復旧班及びその他の道路管理者は、被災した道路施設について、道路機能の維持・回復を図るため、以下の事項に留意しつつ、優先順位の高い道路から応急復旧を行う。

ア. 被災状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、市指定の緊急輸送道路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。

なお、橋りょう、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。

イ. 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

ウ. 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報する。

第5節 建築物・住宅応急対策

実施担当	調査復旧班、総務班
計画方針	・被災者の住宅を確保するため、県と協力し速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅(※)の建設等の必要な措置を講じるとともに、公営住宅等の空き家への一時入居措置や民間応急借上げ住宅の確保等に努める。

(※) 応急仮設住宅には、建設して供与する建設型応急住宅と、民間賃貸住宅等を借上げて供与する賃貸型応急住宅がある。

1. 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、県は、住宅が半壊または半焼した者のうち自己の資力では住宅の応急修理を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施する。

災害救助法が適用された場合でも県から要請があった場合や災害救助法が適用されない場合は、市が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。

また、適切な管理のなされていない空き家等のうち、緊急に安全を確保する必要があるものに対し、必要に応じて外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部または一部の除却等の必要最小限の措置を行う。

2. 住居障害物の除去

(1) 実施責任者

災害救助法が適用された場合、県は、住宅が半壊または半焼した者のうち自己の資力では障害物の除去を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、障害物の除去を実施する。

県(知事)から委任された場合は、市長が行う。

なお、ボランティア、NPO等の支援を得て住居障害物等の除去を進める場合には、社会福祉協議会やNPO等と連携し、安全性や衛生管理を検討した上で、作業実施地区や作業内容を調整、分担する等により、効率的に搬出を行うものとする。

(2) 除去方法

災害発生後、速やかに被害状況を調査し、状況に応じて、市保有の機械器具を用い、または市内土木建設業者の協力を得て速やかに行う。

3. 応急仮設住宅の建設

(1) 応急仮設住宅の建設主体

災害救助法が適用された場合、県は、住宅が全壊、全焼し、住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅を建設し供与する。(建設型応急住宅)

県から要請があった場合は、建設部調査復旧班が建設する。

(2) 建設場所

応急仮設住宅の建設場所は、総合調整部本部班があらかじめ定めた応急仮設住宅建設予定地(高山台グラウンド、健民運動場、高塚地区公園、観正山近隣公園など)の中から選定する。

選定は、災害規模及び災害種別に応じ、保健衛生、交通、教育等を考慮し、公有地を優先するが、やむを得ない場合は、所有者等と十分な協議を行い私有地を利用する。

(3) 建設戸数

全焼、全壊戸数、災害の状況及び被災者の住宅建設能力等を考慮して、応急仮設住宅の必要戸数を算定したうえで、県にその建設を要請する。

(4) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県の委任により総務部総務班が選定する。

なお、選定に当たっては、要配慮者を優先的に入居させる。

4. 公共住宅等への一時入居

総務部総務班は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市営住宅・県営住宅等の空き家への一時入居の措置を講じる。

5. 住宅に関する相談窓口の設置等

総務部総務班は、応急仮設住宅や空き家、融資等の住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。

また、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を推進するため、被災の前後における家賃の状況の継続的把握、貸主団体及び不動産関係団体への協力要請等の適切な措置を講じる。

6. 被災宅地危険度判定

ア. 被災宅地危険度判定作業の準備

判定作業に必要な次のものを準備するとともに、実施に当たり被災宅地危険度判定

士の人数や資機材が不足する場合は、県に支援要請を行う。

(ア) 住宅地図等の準備、割当区域の計画

(イ) 被災宅地危険度判定士の受入れ名簿の作成

(ウ) 災害に係る宅地の被害認定基準運用指針、調査表、判定標識、備品等の交付

イ. 調査の体制

判定士を中心として、2人1組の判定チームを編成し、調査を実施する。

ウ. 判定結果の通知

判定結果については、判定ステッカーの貼付等によって建築物の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

エ. 相談窓口の設置

判定結果に対する相談等に対応するための相談窓口を設置する。

第6節 農林関係応急対策

実施担当	調査復旧班
計画方針	・災害が発生した場合、農林関係の被害拡大を防止するため、農林業に関する応急対策を実施する。

1. 農業用施設

農業用施設の被害の状況を早期に調査し、応急復旧を図る。

ア. 農業用施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、被災施設や危険箇所に対する調査を速やかに実施し、必要に応じ、県及び農業用施設管理者の協力を得て、応急措置を講じる。

イ. ため池、農道、水路等が被災した場合は、関係機関に連絡し、その協力を得て、応急措置を講じる。

ウ. 資機材が不足する場合は、県に協力を要請する。

2. 農作物

(1) 災害対策技術の指導

県及び奈良県農業協同組合と協力し、被害を最小限に食い止めるため、農家に対し、災害対策技術の指導を行う。

(2) 種子もみ及び園芸種子の確保あっせん

必要に応じて、県及び奈良県農業協同組合に対し、災害対策用種子もみ及び園芸種子のあっせんを依頼し、その確保を図る。

3. 畜産

災害発生時に、急速にまん延するおそれがある家畜伝染病に対処するために、畜産関係団体、家畜保健衛生所の協力を得て、伝染病の発生予防に万全を期すよう努める。

さらに、国の防疫方針に基づき、県の指示に従って家畜伝染病のまん延を予防する。

4. 林産物

県と協力して、倒木に対する措置等の技術指導を行うなど、林産物の被害の軽減に努める。

第7節 応急教育等

実施担当	避難所班
計画方針	・災害の発生、またはそのおそれがある場合、児童生徒の保護及び教育施設の保全の措置を講じるとともに、災害による教育施設の被害及び児童生徒の罹災により、通常の教育ができない場合の教育施設の応急復旧、並びに児童生徒に対する応急教育等を、次のとおり実施する。

1. 園児・児童・生徒の安全確保

幼稚園の園長、小・中学校の校長等は、災害の発生に際しては、以下のとおり行う。

- ア. 在園・在校時間中に災害が発生した場合は、園児・児童・生徒の安全確保に全力をあげて取り組むとともに、園児・児童・生徒の安否、被災状況等を把握し、速やかに教育委員会に連絡報告する。
- イ. 通学園路の安全が確認された場合は、学校・園長の指示に従い、保護者への引き取りの連絡、教職員の引率による集団下校園、その他の臨時下校園等の適切な措置をとる。
ただし、園児・児童・生徒を下校園させることが危険であると認められる時は、学校・園内に保護し、極力保護者への連絡に努める。
- ウ. 夜間・休日等に災害が発生した場合は、教職員は災害状況に応じあらかじめ定める基準に基づき所属の学校・園に参集し、園児・児童・生徒の安否確認（休学中の児童・生徒等を含む。）を行うとともに、市が行う災害応急・復旧対策への協力、並びに応急教育の実施及び校舎・園舎の管理のための体制の確立に努める。

2. 学校・園の応急対策

避難部避難所班は、速やかに平常の教育活動ができるよう、施設管理者の協力のもと教育施設の施設整備について必要限度の応急復旧を実施するとともに、代替校園舎を確保するなど必要な措置を講じる。

- ア. 応急修理で使用できる場合は、速やかに修理のうえ使用する。
- イ. 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、隣接の学校・園または公民館、その他適当な公共施設を利用する。
- ウ. 校舎・園舎の一部が使用できない場合は、特別教室や体育館等を活用する。
なお、授業または施設利用に支障がある場合は、仮間仕切りや仮設トイレ等を設置する。

- エ. 学校・園が指定避難所等に利用され、校舎・園舎の全部または大部分が長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の指定避難所への転用も含め関係機関と協議する。
- オ. 学校機能の復旧と避難所としての用途の両立に向けて、学校と地域の自主防災組織等が連携・協力できる体制を確立する。

3. 応急教育の実施

避難部避難所班は、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況等に応じて応急教育を実施する。

(1) 応急教育の区分

災害によって施設が損傷、若しくは指定避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員・園児・児童・生徒及びその家族の罹災程度、避難者の収容状況、交通機関・道路の復旧状況その他を勘案して、次の区分にしたがって応急教育を実施する。

- ア. 臨時休校
- イ. 短縮授業
- ウ. 二部授業
- エ. 分散授業
- オ. 複式授業
- カ. 上記の併用授業

(2) 授業時間数の確保

- ア. 休校、二部授業その他のために授業時間数の不足が考えられることから、できるだけ速やかに平常授業を再開するなど、授業時間数の確保に努める。
- イ. 長期にわたり休校となった場合は、児童や生徒に対して自宅学習を促すとともに、夏季休業日を利用するなど、振替授業によって授業時間数の確保に努める。

(3) 教員の確保

教員の被災等によって教員が不足し、通常の授業が実施できない場合は、次の方法をもって教員の確保の応急措置を講じる。

- ア. 不足教員が少ない時は、当該学校内で操作する。
- イ. 当該学校内で操作できない場合は、市内の学校長に応援を要請する。
- ウ. それでもなお確保できない場合は、県に応援を要請する。

(4) 危険防止

被害状況に応じさらに、危険場所が予測される場合は、危険防止に関する指導の徹底を図る。

(5) 転校・転園措置

児童・生徒の転校・転園手続等の弾力的運用を図る。

4. 学校給食の実施

被災した学校は、給食施設や設備、物資等に被害があった場合は、速やかに避難部避難所班に報告し協議のうえ、給食活動の可否について決定するものとするが、この場合、次の事項に留意する。

なお、避難部避難所班は、関係機関と協議のうえ、学校給食用物資の供給対策を速やかに講じる。

- ア. 被害があってもできる限り継続実施に努めること。
- イ. 災害時に給食施設が被災者用の炊き出しに利用された場合は、学校給食と被災者用炊き出しとの調整に努めること。
- ウ. 給食施設の被害によって実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施するよう努めること。
- エ. 被災地域においては、感染症発生のおそれが多いので、衛生については注意のうえ実施すること。

5. 就学援助等

避難部避難所班は、被災によって就学が困難となり、または学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し援助するとともに、就学上支障のある児童・生徒に対しては、学用品を支給する。

(1) 就学援助等に関する措置

被災によって就学が困難となり、または学費の支弁が困難となった市立学校の児童・生徒に対し、就学援助費の支給について必要な措置を講じる。

(2) 学用品の支給

災害救助法に基づき、就学上支障のある児童・生徒に対して、教科書、教材、文房具及び通学用品を支給する。

6. 園児・児童・生徒の健康管理等

避難部避難所班は、被災した園児・児童・生徒の心と身体の健康管理を図るため、県及び中和保健所と連携して、健康チェックや教職員、専門家等によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

7. 保育所等の措置

保育所等の施設についても、上記の計画に準じて保育幼児の保護及び保育に十分に配慮する。

第8節 文化財災害応急対策

実施担当	避難所班、施設所有者・管理者
計画方針	・文化財保護条例等で指定されている文化財の所有者または管理責任者との協力のもと、被災状況を調査し、その結果を県に報告する。 ・県からの指示に基づき、被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者または管理責任者に対し、応急措置を講じるよう指導・助言を行う。

1. 災害発生のお知らせ

- ア. 指定文化財の所有者または管理者は、災害が発生したときには、文化財の被害状況を直ちに総合調整部本部班を通して、県へ通報する。
- イ. 災害によって交通等が遮断され、被害確認が困難な場合には、所有者または管理者は、総合調整部本部班または市教育委員会を通して、その旨を県に報告する。
- ウ. 県は通報を受理した時は、国指定文化財については直ちにその旨を文化庁に通報する。
- エ. 地方指定・未指定文化財については、独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターに報告する。

2. 被害状況の調査・復旧対策

- ア. 県は、通報受理後、直ちに係員を現地に派遣し被害状況の把握に努め、国指定文化財については、その結果を文化庁に報告し、係員の派遣等必要な措置を求める。
- イ. 現地調査の結果、二次災害の発生や、破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性がある判断された場合は、所有者及び管理者に応急措置を講じるよう指導する。ただし、国指定文化財の応急措置については、文化庁へ実施した内容を報告する。
- ウ. 県は、所有者及び管理者とともに、「文化財災害応急処置」により、被害状況の調査結果をもとに、今後の復旧計画の作成を行う。ただし、国指定文化財については、文化庁の指導を受ける。
- エ. 地方指定・未指定文化財については、独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターの協力を適宜求める。

第9節 廃棄物の処理等

実施担当	環境班、本部班
計画方針	・し尿、ごみ及びびがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動を円滑に促進するため、適切な処理を実施する。 ・計画的に処理を行うため、速やかに廃棄物の種類等を勘案し、発生量を把握する。

1. し尿処理

市民部環境班は、被災地域の衛生状態の保持のため、仮設トイレを設置するとともに、し尿の適切な収集・処理を実施する。

また、関係業者等の被害状況を把握し、処理調整を行うための体制整備を図る。

(1) 初期対応

ア. 上下水道、電力等のライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握し、県に報告する。

(ア) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(イ) 避難所等の場所、避難人員、仮設トイレの必要数

(ウ) 倒壊・焼失家屋等の便槽及び避難所等の仮設トイレ等からのし尿の発生量予測

(エ) 上水道及び下水道等の被害状況、復旧見込み など

イ. 被災者の生活に支障が生じることのないように、要配慮者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

(2) 仮設トイレの設置

必要に応じ、関係業者と協力して仮設トイレの設置を行う。

ア. 仮設トイレ設置の基準

仮設トイレを次の基準を目安として設置する。

仮設トイレ設置基数：1基／100人、災害発生直後の初動期は1基／250人

イ. 仮設トイレの調達

仮設トイレの必要数を確保するために、備蓄トイレを利用するほか、業界団体と早急に連絡をとるとともに、総合調整部本部班を通じて県に協力を要請する。

ウ. 仮設トイレの設置

(ア) 仮設トイレは、指定避難所等公共施設に優先的に設置する。

(イ)公園等屋外で照明施設が必要な場合は、関係機関と協議のうえ、照明施設を設置する。

(ウ)仮設トイレを設置する際には、地下浸透の防止対策を講じる。

エ. 設置期間

上下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間とする。

オ. 仮設トイレの管理

関係業者と協力のうえ、消毒剤、消臭剤及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。

(3) 処理

処理場の被害状況に応じて、し尿の収集・処理体制を確定する。

(4) 応援要請、被災地支援

市単独でし尿の収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総合調整部本部班を通じて、県、他の市町村に応援を要請する。

要請を行う際は、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。

ア. 災害の発生日時、場所、し尿の発生状況(処理量、処理機関等)

イ. 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等

ウ. その他必要な事項

エ. 連絡責任者

また、被災市町村を支援する場合は、その処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行うものとする。

ア. し尿の処理(収集、運搬、処理等)

イ. し尿の処理に必要な資機材等の提供

ウ. し尿の処理に必要な職員等の派遣

エ. その他し尿の処理に関し必要な行為

2. ごみ処理

市民部環境班は、被災地域の衛生状態の保持のため、ごみの適切な収集・処理を実施する。このため、ごみ処理に特化した体制・指揮系統を確立する。

また、関係業者等の被害状況を把握し、処理調整を行うための体制整備を図る。

(1) 初期対応

ア. 指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握し、県に報告する。

(ア)ごみ処理施設の被害状況と稼働見込み

(イ)避難所等の場所、避難人員、ごみの発生量 など

イ.ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(2) 処理活動

ア.被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。

イ.市所有の車両のほか、必要に応じて業者等の車両を調達し、収集車両を確保する。

ウ.必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。

エ.防疫上、早期の収集が必要な腐敗性の高い生活ごみや浸水地域のごみは、迅速に収集処理する。

オ.消毒剤、消臭剤及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。

(3) 応援要請、被災地支援

市単独でごみの収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。

それでもなお不足する場合は、総合調整部本部班を通じて、県、他の市町村に応援を要請する。

要請を行う際は、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。

ア.災害の発生日時、場所、ごみの発生状況

イ.支援を必要とするごみの場所、性状、処理量、処理期間等

ウ.支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等

エ.その他必要な事項

オ.連絡責任者

また、被災市町村を支援する場合は、その処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行うものとする。

ア.ごみの処理(収集、運搬、破碎、焼却、埋立等)

イ.ごみの処理に必要な資機材等の提供

ウ.ごみの処理に必要な職員等の派遣

エ.その他ごみの処理に関し必要な行為

なお、ボランティアやNPO等の支援を得てごみ処理等を進める場合には、市社会福祉協議会やNPO等と連携し、安全性や衛生管理を検討した上で、作業実施地区や作業内容を調整・分担する等により、効率的にごみ等の搬出を行う。

3. がれき処理

関係各部及び関係機関は、がれき処理に必要となる情報を把握し、応急対策を実施する。
また、関係業者等の被害状況を把握し、処理調整を行うための体制整備を図る。

(1) 初期対応

- ア. 処理を計画的に実施するため、浸水・倒壊家屋等の数及びがれき等の状況・発生量を把握し、県に報告する。
- イ. がれきの選別・保管・焼却等のために長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルートを確認する。
- ウ. 保管に際しては、火災発生の防止、作業時の安全確認等、仮置き場の適正な管理に配慮する。

(2) 処理活動

- ア. がれき処理については、危険な物、道路通行上支障のある物等を優先的に収集・運搬する。
- イ. がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の分別等を行い、リサイクルに努める。
- ウ. アスベスト等の有害な廃棄物の処理については、専門業者に委託する。
- エ. 市民部環境班は、アスベスト等の有害物質による環境汚染の未然防止に努めるとともに、市民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するよう指導する。
- オ. 災害により発生したがれき等の廃棄物の不適切な処理に伴う環境汚染を発見した場合は、速やかに適切な処分及び処理を指導するとともに、総合調整部本部班を通じて県に報告を行う。
- カ. 損壊家屋の解体については、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携して実施する。

(3) 応援要請、被災地支援

市単独でがれきの除去及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。

それでもなお不足する場合は、総合調整部本部班を通じて、県、他の市町村に応援を要請する。また、廃棄物処理において、最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、県に対して応援を要請する。

要請を行う際は、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。

- ア. 災害の発生日時、場所、がれき等の発生状況
- イ. 支援を必要とするがれき等の場所、性状、処理量、処理期間等
- ウ. 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等

- エ. その他必要な事項
- オ. 連絡責任者

また、被災市町村を支援する場合は、その処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行うものとする。

- ア. がれき等の処理（収集、運搬、破碎、焼却、埋立等）
- イ. がれき等の処理に必要な資機材等の提供
- ウ. がれき等の処理に必要な職員等の派遣
- エ. その他がれき等の処理に関し必要な行為

4. 市民等への周知

市民や片付け作業を行うボランティア等に対し、次の手段により災害廃棄物の排出方法・ルール等について周知する。

- ア. 市ホームページ、SNS
- イ. 広報紙
- ウ. 回覧板
- エ. 避難所での掲示
- オ. 報道機関 等

第10節 遺体の収容・処置・埋火葬等

実施担当	環境班、本部班
計画方針	・警察等関係機関と連携のうえ、遺体の処置、埋火葬について、必要な措置をとる。

1. 遺体の収容

遺体を発見した場合、市民部環境班は所定の措置を講じたうえ、遺体収容所へ搬送し収容する。

また、市民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を市に提供するよう努めるものとする。

(1) 遺体を発見した場合の措置

ア. 遺体を発見した場合、発見者は速やかに警察に連絡する。

イ. 警察は、警察等が取り扱う死体の起因または身元の調査等に関する法律（平成 24 年法律第 34 号）及び検視規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第3号）並びに死体取扱規則（平成 25 年国家公安委員会規則第4号）に基づき、遺体検視その他所要の処理を行った後、関係者（遺族または市民部環境班）に引き渡す。

(2) 遺体の収容

関係機関等の協力を得て、遺体収容所へ遺体を収容する。

ア. 遺体収容所の開設

遺体収容所は、学校等の敷地、その他公共施設の中から災害状況に応じて選定し、適宜施設管理者と協議して開設する。

なお、遺体収容所を開設した場合、総合調整部本部班は関係機関に報告を行う。

イ. 収容

警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体は、警察とその関係機関の協力を得て、速やかに遺体収容所へ搬送し収容する。

ただし、現場の状況等によって現場での検視や検案が困難な場合は、遺体収容所において行う。

なお、大規模災害の発生時は十分に行えない可能性があるため、遺体の搬送等について、県による調整結果に基づき、具体的に他市町村の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。

2. 遺体の処置

- ア. 災害の際に死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体の埋葬を行うための洗浄、縫合、消毒の処置及び遺体の一時保存あるいは医師による検案を行うことができない場合に、これら遺体の処置を実施する。
- イ. 発見された遺体については、警察官の検視を経て、身分調書を作成したのち処理を行う。
- ウ. 遺体の処置は、市民部環境班が警察官、医師等の協力を得て行う。

3. 遺体の埋葬

市民部環境班は、本部長の指示のもと、遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず埋葬を行うことが困難な場合、または死亡した者の遺族がない場合（身元の判明しない者を含む）に、下記の埋葬方法に基づき遺体の埋葬を実施する。

- ア. 遺体は、原則として火葬により実施する。
- イ. 身元不明の遺体及び身元の引取りのない遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、遺体処理台帳及び遺品を保存したうえで、火葬により埋葬を行う。
なお、遺骨及び遺品等を市または寺院等に依頼して保存する。
- ウ. 火葬場の稼働状況、ひつぎの確保状況等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、ひつぎの調達、遺体搬送の手配等を実施する。
- エ. 遺体の火葬、遺族等に対するひつぎ、骨つぼ等の支給等、必要な措置を講じる。
- オ. 火葬相談室等の設置により、遺体の火葬等の円滑な実施に努める。

4. 応援要請

市は、遺体の捜索・処置・火葬等について、市のみでは対応できない時は、次の事項を示して県に応援を要請する。

- ア. 捜索・処置・火葬等の区別及びそれぞれの対象人員
- イ. 捜索地域
- ウ. 火葬等施設の使用可否
- エ. 必要な搬送車両の数
- オ. 遺体の処置に必要な機材・資材の品目別数量

第11節 ボランティア等の自発的支援の受入れ

実施担当	救援班、本部班、総務班、要員班
計画方針	・災害の発生に際して市内外から寄せられる支援申入れに対して、関係機関と連携を密にし、適切に対処するよう努める。

1. ボランティアの受入れ

救援部救援班は、市社会福祉協議会と連携して市災害ボランティアセンターを設置し、県災害ボランティア本部と連携・協働して被災者（地）支援を行う。

また、県や日本赤十字社奈良県支部、県社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

さらに、必要に応じて全国域で活動する災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）とも連携し、災害の状況やボランティア活動等に関する最新の情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

(1) 受入窓口の開設

市は、市社会福祉協議会と連携し、市災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアに関する調整支援の窓口を開設する。

なお、県から事務の委任を受け、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務を、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターへ委託する場合には、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

(2) ボランティアの確保

市は、災害等により多数のボランティアが必要となった場合、災害ボランティアセンターのホームページ、SNSを活用してボランティアの活動募集し、活動予約を受け付ける。

(3) 活動拠点の提供

市は、市社会福祉協議会と協議し、市災害ボランティアセンター設置場所の確保に努める。

なお、総合福祉センターに市災害ボランティアセンターを設置する場合は、同センターが避難所の機能を受け持つ施設であることから、必要とするお互いのスペースの調整を図り、ボランティア活動に必要な場所を確保するとともに、ボランティア関係団体への情報の提供に努める。

(4) 情報収集・情報提供

被害に関する情報、避難所の状況、ライフライン・公共交通機関の状況、災害廃棄物の分別・排出方法等、ボランティア活動に必要な情報を、市災害ボランティアセンターに提供し、ボランティアへの広報・周知を図る。

また、県及び市社会福祉協議会と協働し、災害時の被災地情報や支援の状況を把握し速やかに発信するため、ホームページ、SNS等の活用を図る。

2. 義援金・救援物資の受入れ及び配分

総務部総務班は、寄託された義援金の受入れ及び配分を行う。

(1) 義援金・救援物資の募集

テレビやラジオ、新聞等の報道機関や金融機関の協力を得るとともに、地域の自治会や各種団体を通じて、義援金・救援物資の募集を呼びかける。

(2) 義援金の受入れ及び配分

ア. 受入れ

義援金の受入窓口を開設し、受入業務を行う。

イ. 配分

(ア) 義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分方法や伝達方法等を協議のうえ決定する。

(イ) 定められた方針、所定の手続きを経て被災者に情報を提供し、配分する。

(3) 救援物資の受入れ及び配分

救援部救援班は、救援物資の受入れ及び配分を行う。

ア. 受入れ

(ア) 市役所等に救援物資の受入窓口を開設し運営を行う。

(イ) 仕分作業がスムーズに行えるよう受入品目を限定し、荷物には物資の内容や数量等の必要事項を記入する。

(ウ) 救援物資の申し出があった場合は、次のことを要請する。

・救援物資は荷物を開閉することなく、物資名や数量がわかるように表示すること

- ・複数の品目を混包しないこと
- ・腐敗する食糧は避けること

イ. 救援物資の配分

救援物資の配分については要配慮者を優先する。

ウ. 救援物資の搬送

- (ア) 県及びその他の市町村等からの物資は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ各指定避難所へ搬送する。
- (イ) 搬送は、ボランティア等の協力を得て実施する。

3. 海外からの支援の受入れ

総合調整部本部班及び情報収集部要員班は、海外からの支援について、国が作成する受入計画に基づき、必要な措置を講じる。

(1) 連絡調整

- ア. 海外からの支援については基本的に国において推進されることから、県と連携して十分な連絡調整を図りながら対応する。
- イ. 海外からの支援が予想される場合は、県と連携して、あらかじめ国に被災状況の概要や想定されるニーズを連絡するとともに、国からの照会に迅速に対応する。

(2) 支援の受入れ

- ア. 次のことを確認のうえ、受入準備を行う。
 - (ア) 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
 - (イ) 被災地域のニーズと受入体制
- イ. 海外からの支援の受入れに当たっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。
 - (ア) 案内者、通訳等の確保
 - (イ) 活動拠点、宿泊場所等の確保

第12節 社会秩序の維持

実施担当	情報収集整理班、本部班
計画方針	・災害発生に際して被災地域における社会的な混乱や心理的動揺を防止し、かつ社会秩序の維持を図るための措置を講じる。

1. 市民への呼びかけ

情報収集部情報収集整理班及び県は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、混乱に乗じた犯罪への注意や根拠の無い噂や誤った情報等に惑わされないこと、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

また、災害発生後は犯罪増加の可能性があることから、市民・自治会・自警団及び警察の連携体制を整備する。

2. 警備活動

総合調整部本部班は、香芝警察署等との密接な連絡協力を行い、公共の安全と秩序を維持するため、犯罪防止対策を重点として警備活動を実施するよう要請する。

また、情報収集部情報収集整理班は、災害広報を通じて、市民に自主防犯の注意、指導を行う。

3. 警戒活動の強化

香芝警察署は、被災地及びその周辺において、独自に、または自主防災組織と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、市民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努める。

第13節 愛がん動物の収容対策

実施担当	環境班
計画方針	・災害で被災、放置された愛がん動物(ペット)の動物保護管理活動を行うため、県、獣医師会、動物愛護団体等と連携し、支援を行う。

1. 放浪犬猫の保護収容

災害後、被災により放浪する犬猫について、県、獣医師会、動物愛護団体等と協議し、放浪犬猫を保護収容する場所の確保及び保護収容に努める。

また、必要に応じ関係団体に支援を行う。

2. 指定避難所における適正な飼育と情報提供

飼い主とともに避難した動物の飼育については、適正な指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

愛がん動物(ペット)は基本的にいずれの指定避難所でも受け入れを行うが、避難所の居室スペースには愛がん動物(ペット)の持ち込みは行わず、敷地内に愛がん動物(ペット)収容のためのスペースを確保する。その際、飼い主は檻や餌などを避難所生活に必要な物品を持参する。

また、県、獣医師会、動物愛護団体等と連携し、指定避難所における愛がん動物の情報等を提供する。

3. 愛がん動物飼養者の責務

愛がん動物(ペット)等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。

また、自身の動物が保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、または適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。

第14節 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

実施担当	本部班
計画方針	・内閣総理大臣より災害緊急事態の布告があつたときは、市民に対し、必要な範囲において、市民生活との関連性が高い物資又は経済上重要な物資をみだりに購入しないことなど、必要な協力に応じられるように関係事項の周知に努めるとともに必要な措置を講ずる。

非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別な必要があると認めるとき、内閣総理大臣は、関係地域の全部または一部について災害緊急事態の布告を発するとともに、内閣総理大臣を本部長とする緊急非常災害対策本部を設置する。（平成 25 年 6 月改正災害対策基本法）

内閣総理大臣により、香芝市の地域に関して災害緊急事態の布告があつた時は、災害対策基本法第 86 条の2から第 86 条の5までの特例措置を可及的速やかに講ずることができるようになるため、当該災害により現実に発生している個別具体的な状況を確認せずとも、被災地において甚大な被害が当然生じているものとみなして、「特定大規模災害」の指定、及びこれらの特例措置が自動的に適用される。

災害対策基本法第 86 条の2から第 86 条の5までの特例措置のあらまし

1. 避難所及び応急仮設住宅における特例（第 86 条の2）

政令で定める区域及び期間において、消防法第 17 条の規定（建築物の工事施工に関する消防長または消防署長の同意）は、適用しない。ただし、消防設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他避難所及び応急仮設住宅における災害防止、公共の安全確保のために必要な措置を講ずること。

2. 臨時の医療施設に関する特例（第 86 条の3）

政令で定める区域及び期間において、医療法第4章の規定（病院、診療所及び助産所の開設、管理に関する国、都道府県等への届出、許可等）は、適用しない。

3. 埋葬及び火葬の特例（第 86 条の4）

厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律第5条（市町村長による許可）及び第 14 条（許可証受理後の埋葬、火葬または収蔵）に規定する手続の特例を定めることができる。

4. 廃棄物処理の特例（第 86 条の5）

環境大臣は期間を限り、廃棄物処理特例地域を指定するとともに、廃棄物処理特例基準を公布し、廃棄物処理の迅速化を図ることができる。

第5章 その他の災害応急対策

項目	実施担当
第1節 大規模火災対策	関係各部各班
第2節 危険物等災害応急対策	関係各部各班
第3節 突発重大事故災害等応急対策	関係各部各班

第1節 大規模火災対策

実施担当	関係各部各班
------	--------

計画方針	・市及び防災関係機関は、市域において大規模な火災が発生するおそれがある場合、火災警戒活動を実施する。
------	--

1. 警戒活動

市及び防災関係機関は、市域において大規模な火災が発生するおそれがある場合、火災警戒活動を実施する。

(1) 火災の警戒

ア. 火災気象通報

消防法により奈良地方気象台は、気象状況が火災予防上危険であると認める時は、その状況を「火災気象通報」として直ちに知事に通報する。

知事はその通報を受けたときは、直ちに市町村長へ通報する。

市長がこの通報を受けた時、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令することができる。

火災気象通報の基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一である。

ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

イ. 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたときまたは火災警報の発令基準に該当した時は必要により火災警報を発令する。

ウ. 市民への周知

広報車等を利用し、消防団、自主防災組織等の地域住民組織と連携して、市民に警報を周知する。

周知に当たっては要配慮者に配慮する。

(2) 火災通報基準

市域における火災の規模等が県の定める通報基準に達したとき、または特に必要と認める時は、県に即報を行う。

その後判明したものについては、逐次報告する。

ア. 建物火災

(ア) 特定防火対象物で死者の発生した火災

(イ) 高層建築物の 11 階以上の階、地下街または準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

(ウ) 大使館・領事館、国指定重要文化財または特定違反對象物の火災

(エ) 建物焼損延べ面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災

(オ) 損害額1億円以上と推定される火災

イ. 林野火災

(ア) 焼損面積 10ha 以上と推定される場合

(イ) 空中消火を要請または実施した場合

(ウ) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合

ウ. 交通機関の火災

航空機、列車、自動車等の火災で次に掲げるもの

(ア) 航空機火災(火災発生のおそれのあるものを含む。)

(イ) トンネル内車両火災

(ウ) 列車火災

エ. その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

2. 応急対策

(1) 市街地火災応急対策

消防機関は、火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

また、延焼動態から、火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効果的な部隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

ア. 災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

イ. 火災防御活動の原則

(ア) 避難地、避難路確保優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、避難地、避難路の確保等、人命の安全を優先と

した防御活動を行う。

(イ) 消火活動重点地域・消火可能地域優先

同時に多数の延焼火災が発生した場合は、消火活動重点地域及び消火可能地域を優先に防御活動を行う。

(ウ) 市街地火災防御優先

大工場、大量危険物貯蔵施設から出火し、多数の消防小隊を必要とする場合は、市街地火災防御を優先し市街地に面する部分を鎮圧した後に、部隊を集中して防御活動に当たる。

(エ) 特殊建築物等の重要対象物優先

特殊建築物等の重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、特殊建築物等の重要対象物の防護上必要な防御活動を優先する。

ウ. 火災防御活動の区分

(ア) 分散防御活動

同時多発火災に対処するため消防隊を分散出動させ、火災を消防小隊で防御する。

(イ) 重点防御活動

延焼火災のうち、広域避難地及び避難路に影響を与えるおそれのある火災に対して消防隊を集結させる。

(ウ) 拠点防御活動

広域避難地の安全確保のみを目的とする。

エ. 大規模市街地火災の防御対策

(ア) 消火活動の体制

初動体制を確立し、火災態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況及び延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

(イ) 延焼拡大の防止

延焼動態から、周辺地域に火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定等、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

(ウ) 自衛消防組織による消火活動

自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織は自発的な初期消火活動を実施するとともに、香芝消防署や香芝警察署等の防災関係機関との連携に努める。

オ. 林野火災の防御対策

(ア) 人命の確保

林野火災発生の際には、地域住民や入山者への周知を行うとともに、必要に応じて指定緊急避難場所・指定避難所を設置し、人命の確保に努める。

(イ) 現地本部の設置

火災規模に応じて現地本部を設置し、迅速かつ的確な防御活動を実施する。

(ウ) 延焼拡大の防止

延焼動態から、周辺の人家へ火災の危険が及ぶおそれのある場合は、森林の伐採等、延焼防止のための措置を講じる。

(エ) 空中消火の要請

地上からの消火活動が困難な場合は、知事を通じてヘリコプターや航空機による消火活動を要請する。

カ. 高層建築物等火災の防御対策

(ア) 活動期における出動小隊の任務分担

火災の状況に応じて、避難誘導、人命救助、火災警戒区域の設定、消火活動等の任務分担を行い、的確な防御活動を実施する。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

(イ) 排煙、進入時等における資機材の活用

火災現場に進入する際には、排煙やガス漏れ等に十分に留意するとともに、必要な資機材を活用する。

(ウ) 高層建築物等の防災用設備の活用

消火活動の実施に当たっては、高層建築物等に設置されている消火設備等を活用し、効率的な防御活動を行う。

(エ) 高層建築物における屋上の活用

地上からの活動が困難な場合には、屋上からヘリコプターによる活動が可能かどうか判断したうえで、ヘリコプターによる救助活動や消火活動を行う。

(オ) 浸水、水損防止対策

消火活動は、浸水や水損防止に配慮して実施する。

キ. 広域断水時火災の防御対策

(ア) 消防水利の確保

断水により消火栓が使用できない場合には、防火水槽からの取水や、河川、ため池等の自然水利の活用を行うとともに、タンク車の優先出動を行い、消防水利を確保する。

(イ) 水利統制

断水時には消防水利の確保が重要となるため、有効かつ的確な水利統制を実施する。また、離れた場所からの取水に対応するため、消防車両の積載ホースの増加等により、中継放水を実施する。

ク. 同時多発火災の防御対策

(ア) 消火活動の体制

出動部隊数の調整及び活動部隊数の合理化、並びに無線統制を行うとともに、消防団と連携し、的確な防御活動を実施する。

(イ) 活動体制の増強

非番署員の非常召集により緊急増強隊を編成するとともに、知事を通じて他の市町村に消防隊の応援要請を行う。

(ウ) 消火設備の確保

火災発生場所の分布状況に応じて、消防車両を的確に配分するとともに、ホース等の消火設備の確保を行う。また、消防車両や消火設備が不足する場合には、知事を通じて他の市町村に応援要請を行う。

(エ) 消防水利の確保

消火栓だけでなく、防火水槽からの取水や、河川、ため池等の自然水利の活用を行い、消防水利を確保する。

(2) 人命救助活動

奈良県広域消防組合は、警察との密接な連携のもと、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。

ア. 活動の方針

- (ア) 奈良県広域消防組合は、警察と相互に連絡をとり、協力して救出に当たる。
また、必要に応じて消防相互応援協定締結市町村、自衛隊等に協力を要請する。
- (イ) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。
また、作業用重機は、民間業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。

イ. 活動の要領

- (ア) 重傷・重体者の救出を優先する。
- (イ) 被害拡大の防止を実施する。
- (ウ) 傷病者の救出を実施する。
- (エ) 救護所への傷病者の搬送を実施する。
- (オ) 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。
- (カ) 遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続をとる。

(3) 消防活動にかかわる応援の要請、受入れ

奈良県広域消防組合で消防活動を迅速かつ的確に実施することが困難な場合、関係法令や協定に基づき他市町村消防機関等の応援を要請する。

ア. 応援の要請

- (ア) 消防相互応援協定に基づく応援要請
火災の拡大が著しく単独では十分に消火活動が実施できない場合は、消防相互応援協定に基づき他市町村消防機関の応援を要請する。
- (イ) 航空消防応援協定に基づく応援協定
大規模火災発生時にヘリコプターを使用することが、消防活動に必要と認められる場合は、航空消防応援協定に基づき、知事を通じて応援を要請する。
- (ウ) 知事への応援要請
大規模火災発生時に、必要な場合は、消防相互応援協定のほか消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条の規定による知事の指示権の発動を要請し、防災活動及び応急業務の人材確保に努める。
- (エ) 消防庁長官の措置による応援体制
大規模火災発生時に、緊急消防隊に対して、知事を通じ、直ちに応援要請を行う。

(オ) 全国消防長会を通じたの応援体制

消防組織法第39条に基づく大規模災害消防応援実施計画によって直ちに応援要請を行う。

イ. 応援隊の受入れ

応援隊の派遣が決定した場合は、次の点に留意して応援隊の活動が十分に行えるよう努める。

(ア) 応援隊の宿泊施設及び資機材の保管場所を確保する。

(イ) 応援隊との連絡調整のための連絡担当者を指名する。

(ウ) 消防作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。

(エ) 必要に応じて警察に対して、被災地域等への誘導を依頼する。

(オ) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

(4) 地域住民との連携

自主防災組織等地域住民は、奈良県広域消防組合が災害現場に到着するまでの間、初期消火、救助作業を実施し、消防隊が到着した際は作業を引き継ぐ。

また、奈良県広域消防組合は、必要に応じて自主防災組織等地域住民に、災害現場における消火・救出作業への協力を求める。

第2節 危険物等災害応急対策

実施担当	関係各部各班
計画方針	・奈良県広域消防組合は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺の地域住民に対する危害防止を図る。

1. 危険物災害応急対策

- ア. 施設の管理責任者と密接な連絡を図るとともに、安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講じる。
- イ. 関係事業所の管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。
- (ア) 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
 - (イ) 危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立
 - (ウ) 災害状況の把握と状況に応じた作業員、周辺の地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携確立
- ウ. 施設の管理者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難指示または緊急安全確保など必要な応急対策を実施する。

2. 高圧ガス災害応急対策

施設の管理者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難指示または緊急安全確保など必要な応急対策を実施する。

3. 火薬類災害応急対策

施設の管理者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難指示または緊急安全確保など必要な応急対策を実施する。

4. 放射性物質保管施設災害応急対策

奈良県広域消防組合は、放射性物質保管施設において災害が発生した場合、県及び施設の管理者と密接な連携を図りながら、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救

出、警戒区域の設定、広報、避難指示または緊急安全確保など必要な応急対策を実施する。

本部班は、各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

ア. 放射性物質保管施設の設置者等から事故が発生、若しくは発生のおそれがある旨の通報を受けた場合、直ちに関係機関へ連絡するとともに、関係各部と連携し、必要な措置を講じる。

イ. 放射性物質の輸送事業者等から、輸送時に事故が発生、若しくは発生するおそれがある旨の通知を受けた場合、直ちに関係機関へ連絡するとともに、関係各部と連携し必要な措置を講じる。

ウ. 応急対策の内容

(ア) 関係防災機関への通報

(イ) 放射線量の測定

(ウ) 危険区域の設定

(エ) 立入禁止制限及び交通規制

(オ) 危険区域の地域住民の退避措置及び群衆整理

(カ) 被ばく者等の救出救助

(キ) 周辺の地域住民に対する広報

(ク) その他災害の状況に応じた必要な措置

5. 原子力災害応急対策

市は、県より原子力災害対策特別措置法(平成11年12月17日法律第156号。以下「原災法」という。)第10条第1項に基づく原子力事業者からの特定事象発生の通報があったこと、及び同法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言発出の連絡を受けた場合は、法令、奈良県地域防災計画及び本市地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施する。

本部班は、各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な応急対策を実施する。

(1) 市の活動体制

市長(本部長)は、災害対策本部を設置する。

(2) 県による情報の収集及び連絡

県は、福井県に立地する原子力発電所の事故による原子力災害発生時には、国、福井県、原子力事業者(電力事業者等)等からの正確な情報の収集に努める。

県が知り得た情報は、防災行政無線等により、市等に速やかに伝達されることになっている。

(3) 災害時の広報・相談活動の実施

ア. 広報活動の実施

市は、県等と連携し、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、SNS等を活用し、正確な情報を市民に伝達する。

イ. 相談活動の実施

市は、県等と連携し、市民等からの原子力災害に関する相談、問い合わせに対し、迅速かつ円滑に対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

(4) 避難者の受入れ

県は、福井県などの原発立地県等から原発事故発生時に避難者の受入れについて要請があれば、指定避難所の開設や避難者用住宅の提供等について市に協力を求め、可能な限り要請に応じる。

市は、県等から直接、避難者の受入れについて要請があれば、県と連携し、可能な限り要請に応じるよう努める。

また、市は、県と連携して、受け入れた避難者のニーズの的確な把握に努め、対応する。

第3節 突発重大事故災害等応急対策

実施担当	関係各部各班
計画方針	・市内において航空機の墜落や鉄道事故等による大規模交通災害等が発生した場合には、関係機関と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を要請する。

1. 突発重大事故災害等の種類

突発重大事故災害等として取り上げる災害の例は、次のとおりである。

- ア. 航空機墜落事故
- イ. 旅客列車の衝突転覆事故
- ウ. 大規模な自動車事故
- エ. その他の突発災害

2. 大規模交通災害応急対策

大規模交通災害が発生した場合、関係機関と協力のうえ、応急対策を実施する。

(1) 連絡体制

ア. 施設管理者からの通報

施設管理者は、119番通報等によって、奈良県広域消防組合へ大規模交通災害の発生を通報する。

イ. 関係機関への連絡

市域において大規模交通災害の発生の通報を受けた場合は、災害状況の把握に努めるとともに事故の概要を直ちに県に報告のうえ、香芝警察署及び関係機関に連絡する。

(2) 応急対策の実施

ア. 災害応急活動体制

災害の状況に応じた災害応急活動体制をとるとともに、県及び関係機関の職員並びに関係者の派遣を要請する。

市の災害応急活動体制は、原則として市長の判断によって決定する。

イ. 現地災害対策本部の設置

必要に応じて現地災害対策本部を現地または適当な場所に設置する。

現地災害対策本部では、情報の一元化、効果的な災害応急対策を実施するため総合的な連絡調整を行う。

ウ. 応急対策活動

必要に応じて警戒区域を設定し、避難指示または緊急安全確保などの応急対策を実施し、市民の身体・生命の安全確保、災害の拡大防止に努める。

また、県をはじめ関係機関への連絡を強化し、各関係機関の行う災害応急対策に積極的に協力する。

エ. 広域協力体制

災害が広域に及ぶ場合は、隣接市町と協力体制をとる。

3. その他突発災害応急対策

その他突発災害が発生した場合、災害の態様に応じ、応急対策を実施する。

本編において、大規模火災、大規模交通災害、危険物等災害を想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講じることができるよう定めているが、その他にも大規模な食中毒や雑踏事故など、不測の事故が発生するおそれがある。

こうした場合においても、関係各部、奈良県広域消防組合及び関係機関は、災害の態様に応じ、「地震災害応急対策」、「風水害応急対策」を準用して、被害情報の収集・伝達、避難誘導、災害広報、消火・救助、応急医療、被害の拡大防止対策、応援要請等の応急対策を実施する。